

令和7年度 水戸市防災会議 次第

日 時 令和8年1月30日（金）

午後3時30分～

場 所 水戸市役所 中会議室

- 1 水戸市国土強靱化地域計画（第2次）案について
- 2 今後のスケジュールについて

【配布資料】

- ・ 出席者一覧
- ・ 水戸市防災会議条例
- ・ 水戸市国土強靱化地域計画（第2次）の概要について
- ・ 水戸市国土強靱化地域計画（第2次）（案）
- ・ 新旧対照表
- ・ 脆弱性評価について
- ・ 水戸市国土強靱化地域計画（第2次）スケジュール

令和7年度水戸市防災会議 出席者一覧

番号	団体名及び役職名	委員氏名	備考
1	水戸市長	高橋 靖	
2	関東財務局水戸財務事務所長	久保田 克司	(代理) 総務課長 柳岡 正啓
3	関東農政局茨城県拠点地方参事官	竹山 浩一	(代理) 地域防災官 青木 浩行
4	水戸地方気象台長	五味 孝夫	
5	関東地方整備局常陸河川国道事務所長	佐々木 哲也	(代理) 副所長 川村 英明
6	茨城県水戸土木事務所長	成瀬 真勝	
7	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長	鹿志村 泉	
8	茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課長	小貫 智也	(欠席)
9	茨城県警察本部水戸警察署長	小泉 辰也	(代理) 警備課係長 小幡 知宏
10	水戸市副市長	小田木 健治	
11	水戸市副市長	荒井 幸	
12	水戸市保健所長	大谷 幹伸	
13	水戸市教育委員会教育長	志田 晴美	
14	水戸市消防局消防長	大信 成人	
15	水戸市消防団長	谷津 文昭	
16	東日本旅客鉄道株式会社水戸駅長	小森 修	(代理) 副所長 根本 英治
17	N T T 東日本株式会社茨城支店長	坂下 徳隆	(代理) 災害対策室長 大崎 篤
18	日本放送協会水戸放送局長	渡辺 祐子	(欠席)
19	株式会社LuckyFM茨城放送代表取締役	黒坂 修	(欠席)
20	日本赤十字社茨城県支部事務局長	池元 和典	(欠席)
21	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社長	飯竹 直行	(代理) 部長代理 根本 明浩
22	茨城交通株式会社社長	任田 正史	(欠席)
23	東部瓦斯株式会社茨城支社長	滑川 恵司	
24	日本通運株式会社茨城支店次長	笹尾 尚賢	
25	株式会社N T T ドコモ茨城支店長	山本 祐樹	(代理) 部長 伊東 康隆
26	水戸市住みよいまちづくり推進協議会長	角田 恒巳	
27	水戸市地域女性団体連絡会副会長	小坏 明美	
28	茨城大学理学部教授	田内 広	
29	水戸市女性防火クラブ連合会長	青木 啓子	(欠席)
30	一般社団法人水戸市医師会長	細田 弥太郎	

令和7年度水戸市防災会議 出席者一覧

番号	団体名及び役職名	委員氏名	備考
31	一般社団法人水戸市歯科医師会会長	田澤 重伸	(欠席)
32	陸上自衛隊施設教導隊長	北野 和彦	(代理) 第1中隊長 小林 雅史
33	水戸商工会議所会頭	内藤 学	(欠席)
34	水戸農業協同組合代表理事組合長	園部 優	
35	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会会長	保立 武憲	
36	一般社団法人水戸薬剤師会会長	今井 章人	
37	公益社団法人茨城県看護協会常任理事	橋本 泉	
38	水戸市民生委員児童委員連合協議会会長	菊地 則行	
39	水戸市消費生活センター長	田山 知賀子	
40	水戸コミュニティ放送株式会社放送局長	海老澤 遼夫	
41	水戸市上下水道事業管理者	園部 孝雄	
42	公募市民	中山 英樹	
43	公募市民	立原 寿美子	

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水戸市水防計画に関して審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、42人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

(以下省略)

水戸市国土強靱化地域計画(第2次)の概要について

1 計画策定の基本的事項(P.1~2)

(1) 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、2013(平成25)年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定、2014(平成26)年に「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定、さらに2023(令和5)年には国基本計画の改定を行い、継続的・安定的な国土強靱化の取組について推進・強化を図っています。

本市でも、今後起こりうる大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、2021(令和3)年に「水戸市国土強靱化地域計画」を策定し、今回、社会経済情勢等の変化や国・県の方針、SDGsの理念等を踏まえ、「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」や関連個別計画との整合を図りながら、「水戸市国土強靱化地域計画(第2次)」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

国基本計画との調和を保つとともに、市総合計画とも整合を図りつつ、本市における国土強靱化に関する施策の推進のための基本的な計画として、各分野別計画の国土強靱化に係る部分の指針としての性格を有します。

(3) 計画の期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間

2 強靱化の基本的考え方(P.11~13)

(1) 想定するリスク

本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般(地震、津波、台風・竜巻・豪雨等の風水害、土砂災害等)を想定します。

(2) 基本目標

国基本計画及び「茨城県国土強靱化計画」(以下「県計画」という。)を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、次の四つの基本目標を設定します。

- I 人的被害の回避を最大限図ること
- II 社会の重要な機能を維持すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること
- IV 迅速な復旧・復興に向けた事前の備えを図ること

(3) 基本方針

基本目標の達成に向け、国基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、本市が取り組む施策の分野、柱を次の四つの基本方針として設定します。

- ① 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化
- ② 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化
- ③ 市民生活の安全・安心の確保
- ④ 産業・経済活動の維持及び充実強化

3 脆弱性評価(P.14~17)

事前に備えるべき目標の妨げとなる31の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)等を踏まえ、脆弱性評価を行います。

4 強靱化の推進施策(P.18~36)

脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、基本方針ごとに、推進施策として次頁の通り整理しました。

5 計画の推進(P.37)

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「安心して暮らせる災害に強いまち・水戸」の構築を進めます。

◆ 施策の体系

目指す姿	基本目標	基本方針	推進施策
<p>安心して暮らせる 災害に強いまち ・水戸</p>	<p>I 人的被害の回避を最大限図ること</p> <p>II 社会の重要な機能を維持すること</p>	<p>1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化</p>	<p>①防災上重要な市有建築物等の耐震化 ②公共施設の安全対策の推進 ③公共施設等総合管理計画に基づく施策の推進 ④地域防災活動拠点、避難所の機能強化 ⑤危機管理・防災体制の強化 ⑥消防・救急体制の充実 ⑦応急給水体制の強化 ⑧緊急車両等の燃料確保対策の推進 ⑨公共施設での創エネ、省エネの推進 ⑩相互協力・応援体制の強化 ⑪業務継続計画（BCP）の実行 ⑫庁内ネットワーク環境の強化 ⑬迅速かつ的確な情報発信</p>
		<p>2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化</p>	<p>①道路交通ネットワークの整備、道路網の整備・充実、都市計画道路の整備、道路新設改良、道路の予防保全型修繕の推進、橋りょうの長寿命化型修繕の推進、公園施設の予防保全型修繕による長寿命化の推進 ②良好な市街地環境の形成 ③民間住宅・建築物の耐震化の促進 ④災害時における自転車の有効活用 ⑤都市公園の整備・保全 ⑥国・県管理河川の整備促進 ⑦市管理河川の維持管理・整備 ⑧浸水対策の推進 ⑨雨水貯留施設の整備 ⑩ライフラインの機能強化 ⑪水道施設の整備・更新による機能の充実 ⑫下水道施設の耐震化・耐震対策、下水道施設の改築 ⑬下水道施設の耐水化 ⑭農業集落排水処理施設等の長寿命化（機能強化対策） ⑮合併処理浄化槽の普及促進 ⑯災害低リスク地域への居住誘導</p>
	<p>III 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること</p> <p>IV 迅速な復旧・復興に向けた事前の備えを図ること</p>	<p>3 市民生活の安全・安心の確保</p>	<p>①市民との協働による地域防災の推進 ②あらゆる手段を活用した防災情報の伝達 ③防災教育及び啓発活動の推進 ④次世代防災リーダーの育成 ⑤相互協力・応援体制の強化 ⑥救急・救助の充実 ⑦消防団の活動環境の充実、人材の確保 ⑧火災に強い市街地の形成、火災予防対策の推進 ⑨避難所及び避難経路のバリアフリー化 ⑩防災重点ため池における防災機能の確保 ⑪地盤災害防止対策の推進 ⑫備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新 ⑬市民との協働による応急給水体制の充実 ⑭創エネの推進 ⑮事業者等と連携した帰宅困難者対策の充実 ⑯災害時の医療体制支援 ⑰緊急診療体制の充実 ⑱感染症予防対策の推進 ⑲健康管理体制の構築 ⑳愛玩動物の適正飼養の推進 ㉑災害廃棄物処理の推進 ㉒有害化学物質等の排出抑制 ㉓林道の避難路等としての活用 ㉔森林の保全と整備 ㉕ボランティア活動体制の整備 ㉖ボランティア団体・NPO等の情報の共有・人材育成 ㉗地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化 ㉘自主防犯活動の促進 ㉙防犯設備の充実 ㉚産・学・官連携事業の推進 ㉛多様な視点に配慮した防災対策の推進 ㉜市民の信頼と期待に応えることのできる人材の育成と確保 ㉝自然系拠点の魅力の向上、歴史・文化系拠点の魅力の向上 ㉞博物館資料の収集・保全、文化財の保護・保存 ㉟地籍調査事業の推進 ㊱早期の生活再建に向けた被災者支援</p>
	<p>4 産業・経済活動の維持及び充実強化</p>	<p>①電気・通信施設等の耐震化、地中化の促進 ②事業者の事業継続力強化の促進 ③農業生産基盤等の整備 ④良質な農産物生産の促進 ⑤農業多面的機能の維持 ⑥森林保全の推進 ⑦優良農地の確保 ⑧各種産業の振興、産業機能の集積・強化</p>	

水戸市国土強靱化地域計画(第2次)

(案)

水 戸 市

目次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 概況.....	3
1 本市の概況.....	3
2 過去の被災状況.....	10
第3章 強靱化の基本的考え方.....	11
1 想定するリスク.....	11
2 基本目標.....	11
3 基本方針.....	11
4 国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項.....	12
第4章 脆弱性評価.....	14
1 脆弱性評価の手順.....	14
2 事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
3 施策分野の設定.....	16
4 脆弱性評価の考え方及び結果.....	16
第5章 強靱化の推進施策.....	18
1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化.....	19
2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化.....	22
3 市民生活の安全・安心の確保.....	26
4 産業・経済活動の維持及び充実強化.....	34
重要業績評価指標（KPI）.....	36
第6章 計画の推進.....	37
1 計画の期間及び見直し.....	37
2 分野別計画の見直し.....	37
3 施策の推進.....	37

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の経験を踏まえ、国土強靱化への取組を推進するため、2013（平成25）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、2014（平成26）年には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。

2023（令和5）年には、切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、インフラの老朽化等の危機に打ち勝つため、国基本計画の改定を行い、デジタル新技術の活用や地域における防災力の強化を計画の新たな柱として追加するなど、継続的・安定的な国土強靱化の取組について一層の強化を図っております。

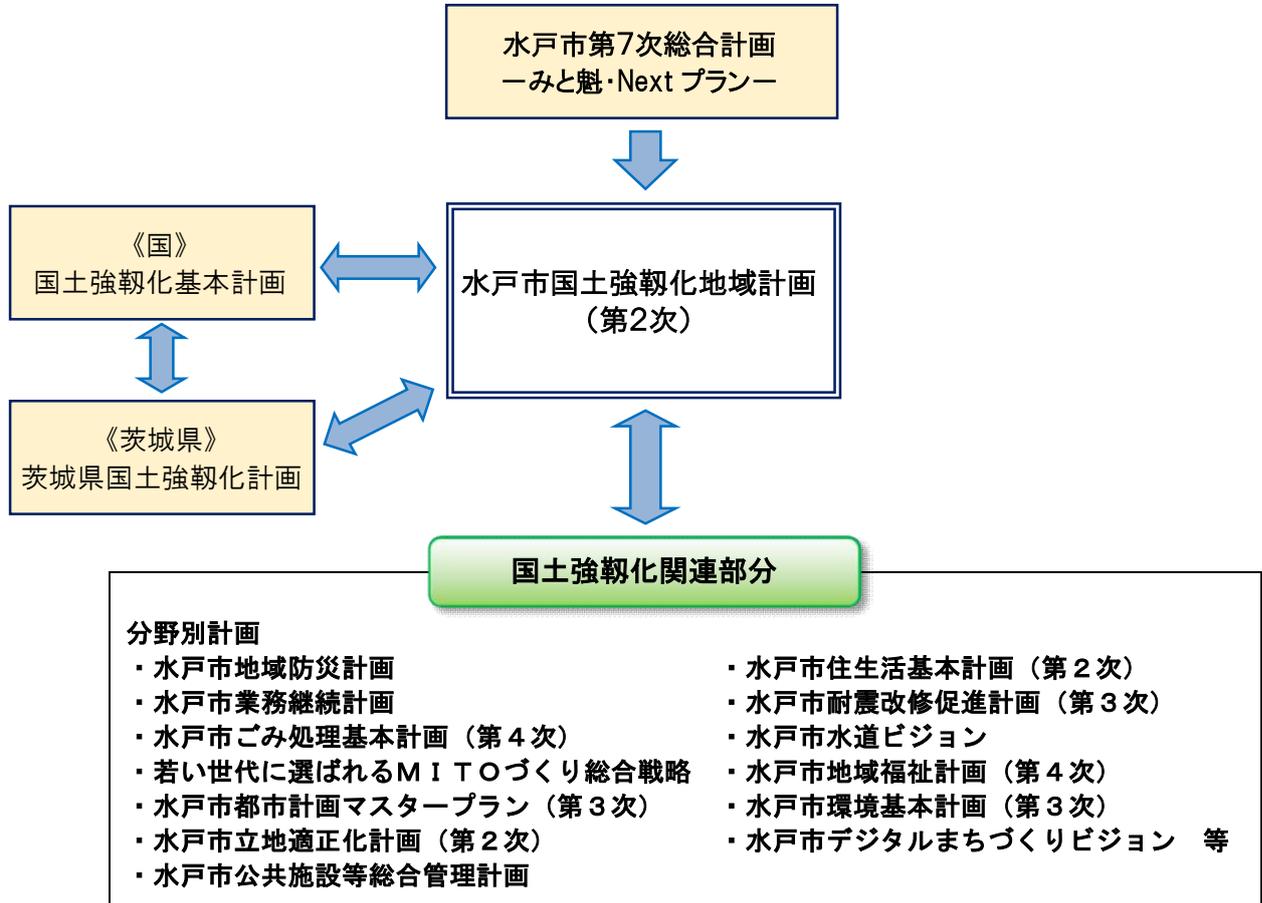
茨城県においても、2022（令和4）年に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を改定し、令和元年東日本台風等から得られた教訓を踏まえ、大規模災害対策について一層の強化を図っております。

本市においては、2021（令和3）年に「水戸市国土強靱化地域計画」を策定し、今後起こりうる大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進しているところです。

社会経済情勢等の変化や国・県の方針、SDGsの理念等を踏まえ、「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランナー」や関連個別計画との整合を図りながら、「水戸市国土強靱化地域計画（第2次）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第14条に基づき、国基本計画との調和を保つとともに、市総合計画とも整合を図りながら、基本法第13条に基づく本市における国土強靱化に関する施策の推進のための基本的な計画として、各分野別計画の国土強靱化に係る部分の指針としての性格を有するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、国基本計画や県計画の見直し期間を踏まえ、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 概況

1 本市の概況

(1) 位置と地勢

水戸市は、首都東京から北東へ約100キロメートルの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地です。

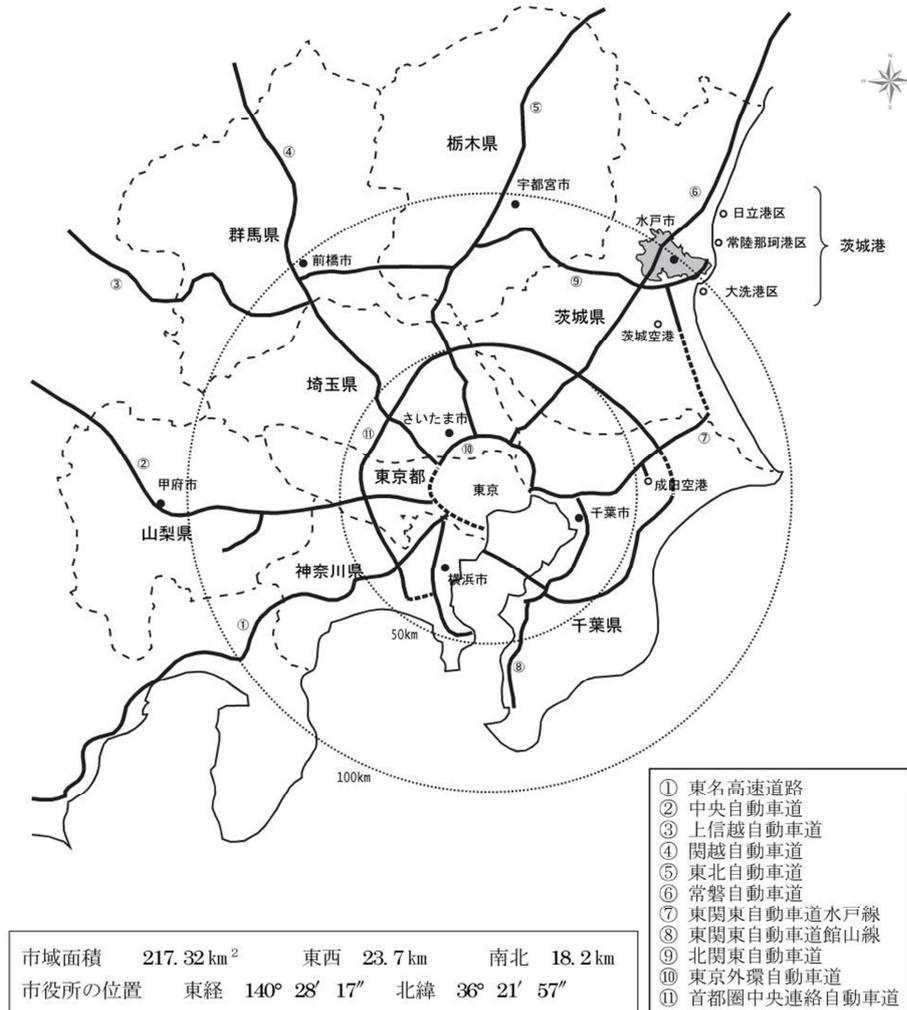
市域面積は、217.32平方キロメートルとなっており、近代的建築物によるまちなみと千波湖・那珂川をはじめとする豊かな水や緑地等の自然、さらには偕楽園や弘道館等の歴史的資源が一体となり、まちを形成しています。

東には大洗海岸、西には筑波や日光の山々、北には八溝や阿武隈の山々、そして南には関東平野の一部を成す広々とした常陸台地が望めます。

市の北側はひたちなか市、那珂市、城里町に接し、東側は大洗町、南側は茨城町、西側は笠間市に接していて、地形は低地地区の南東部、台地地区の中央部、丘陵地区の北西部に分けられます。

寒さのやや厳しい冬期を除いては、比較的温和で、気象災害も降雨による災害を除き比較的少ないものとなっています。

<水戸市の位置図>

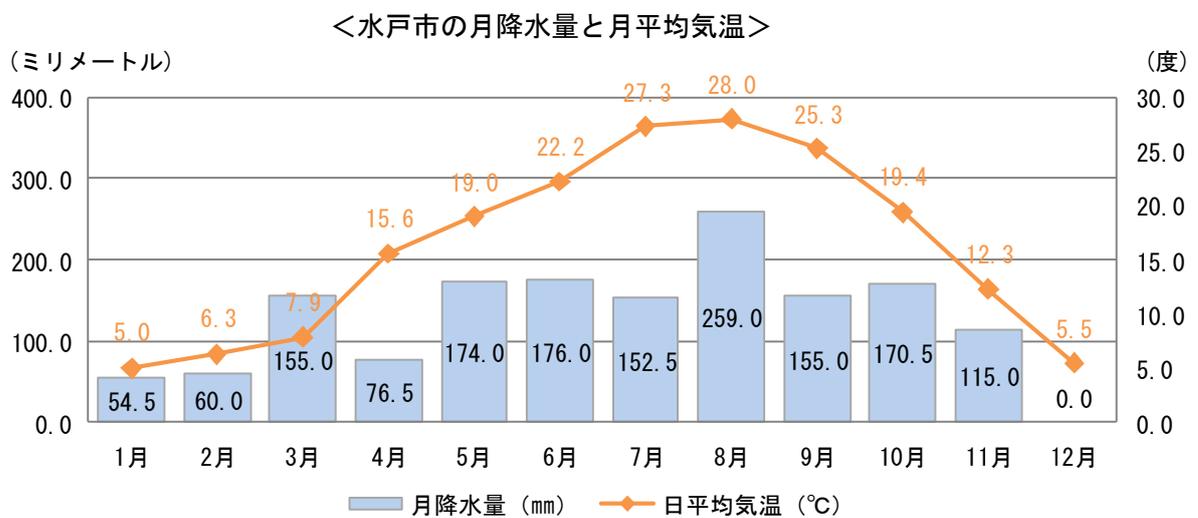


出典：令和7年版水戸市の概要

(2) 気候

本市の気候は、寒さのやや厳しい冬季を除いては比較的温暖で、年に10日前後は積雪の日があるものの積雪は多くなく、居住性に優れています。

気象庁水戸地方気象台による観測では、2024（令和6）年の年間平均気温は16.2度、年間降雨量は1,548.0ミリメートルとなっています。降雨量の季節的变化をみると、夏が最も多く、秋がこれに次ぎ、冬は比較的少なくなっています。梅雨や台風等の影響によるものですが、近年は特に台風等を中心に短時間での激しい降水も見られ、大雨をもたらすことが多くなっています。



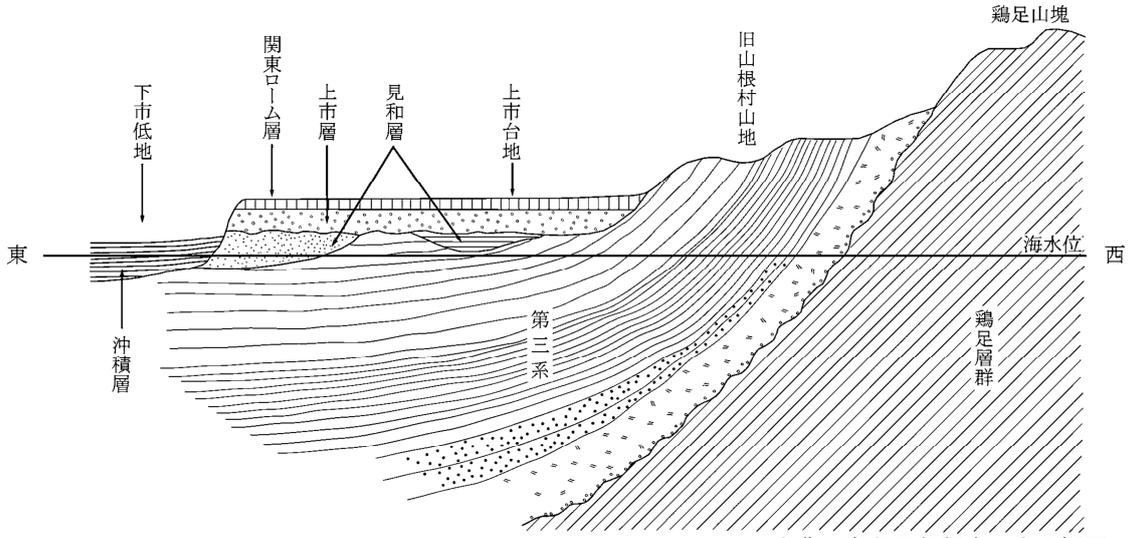
出典：気象庁ホームページ

(3) 地形

本市の地形は、那珂川とその支流の桜川沿岸の沖積層の低地地区、東茨城台地の北東部をなす水戸台地(上市台地、緑岡台地等)と呼ばれる洪積層の台地地区及び八溝山地の中央部に当たる鶏足山塊の外縁部をなす第三紀層の丘陵地区の三地形区に分けられます。

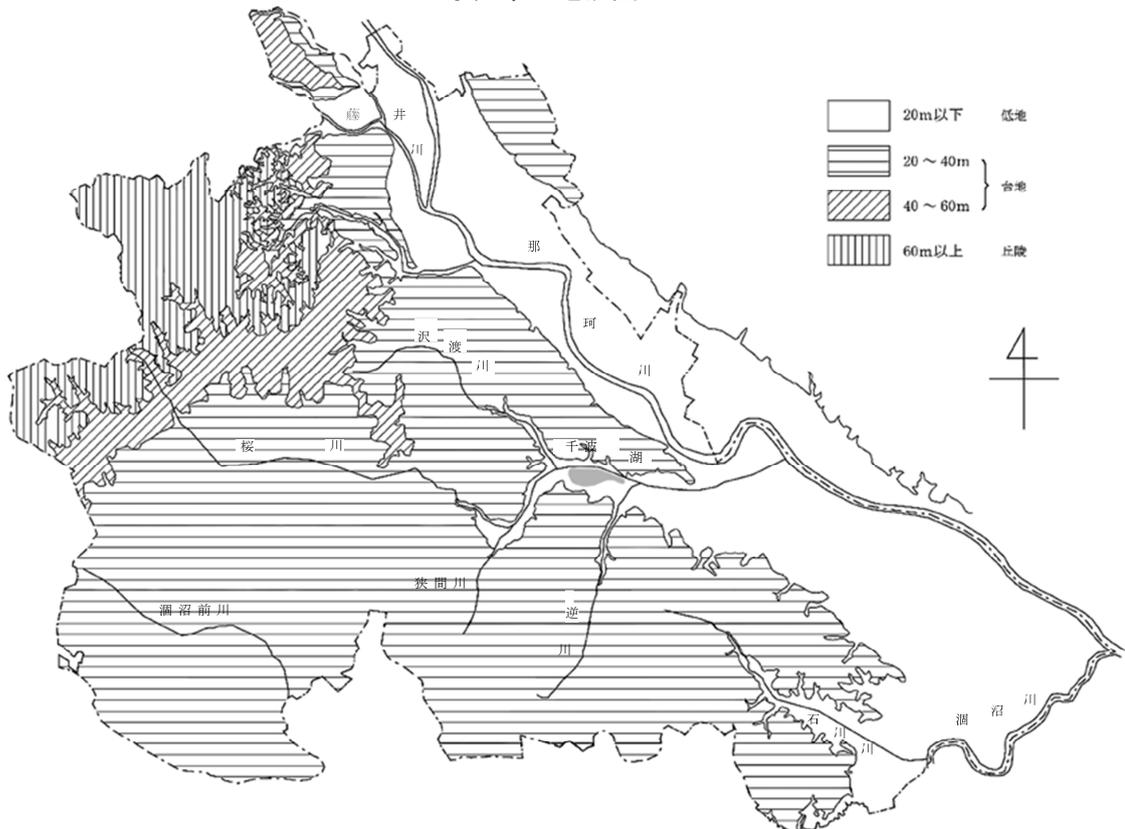
低地地区は、那珂川を挟んで東西に伸び、標高0.1～10メートルで、下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては水田地帯となっています。市の中央から南部にかけて広がる台地地区は、標高30メートル前後で、市街地が広がる一方、畑作農業も盛んに行われています。特に那珂川の低地と桜川の浸食谷に挟まれた狭長な上市台地には、商業・業務機能を持つ中心市街地が形成されており、その東端は水戸城址となっています。また、西北部の丘陵地区は、標高100メートル前後で、森林公園やかたくりの里公園等があり、豊かな緑地地帯となっています。市街のほぼ中央には、日本三名園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地が広がり、本市の誇る自然景観が形づくられています。

<水戸市周辺の模式地質断面図>



出典：令和7年版水戸市の概要

<水戸市の地形図>



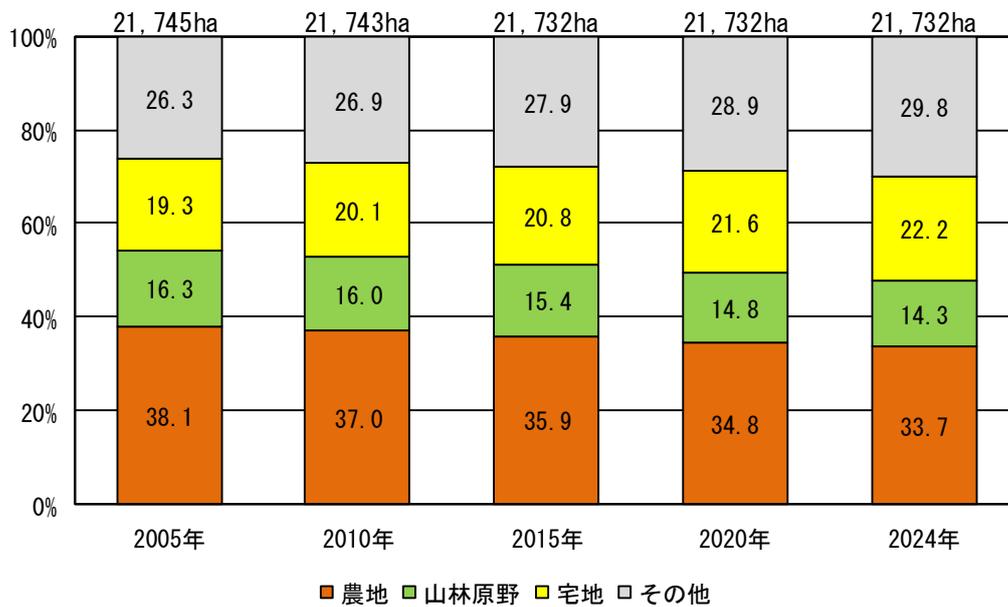
出典：令和7年版水戸市の概要

(4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、2024（令和6）年において、農地と山林原野あわせ 10,423 ヘクタールで全体の約 48 パーセントと半数を占め、比較的緑の多い都市であることをうかがわせます。

土地利用の推移を見ると、農地は減少傾向にあり、宅地化や耕作放棄による荒地化が進んでいると考えられます。

＜水戸市の土地利用状況の推移＞



令和7年版水戸市の概要を加工して作成

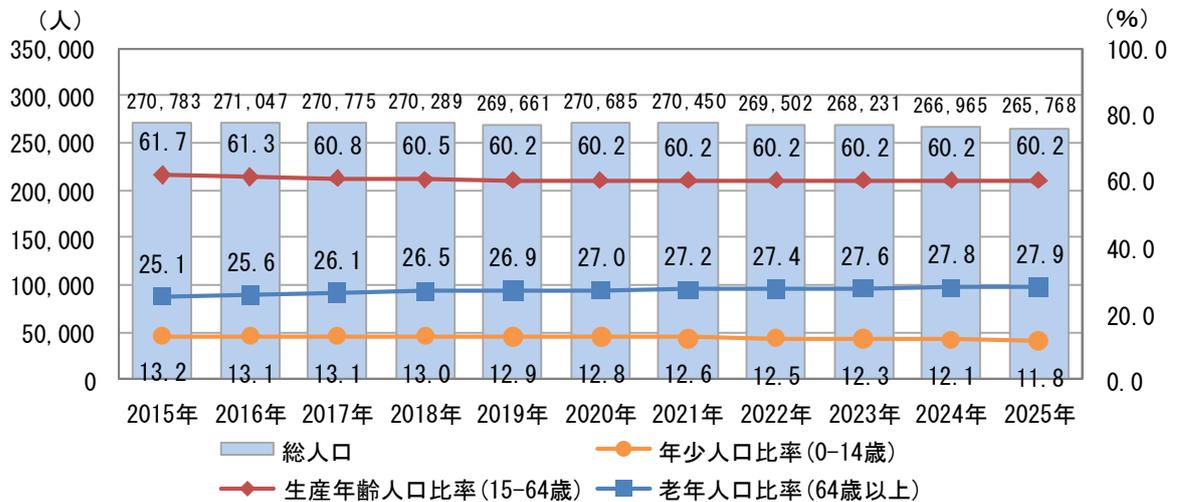
(5) 社会特性

ア 人口・世帯数

本市の人口は、2025（令和7）年10月1日現在で265,768人、世帯数は128,079世帯となっており、2016（平成28）年をピークに、減少傾向にあります。

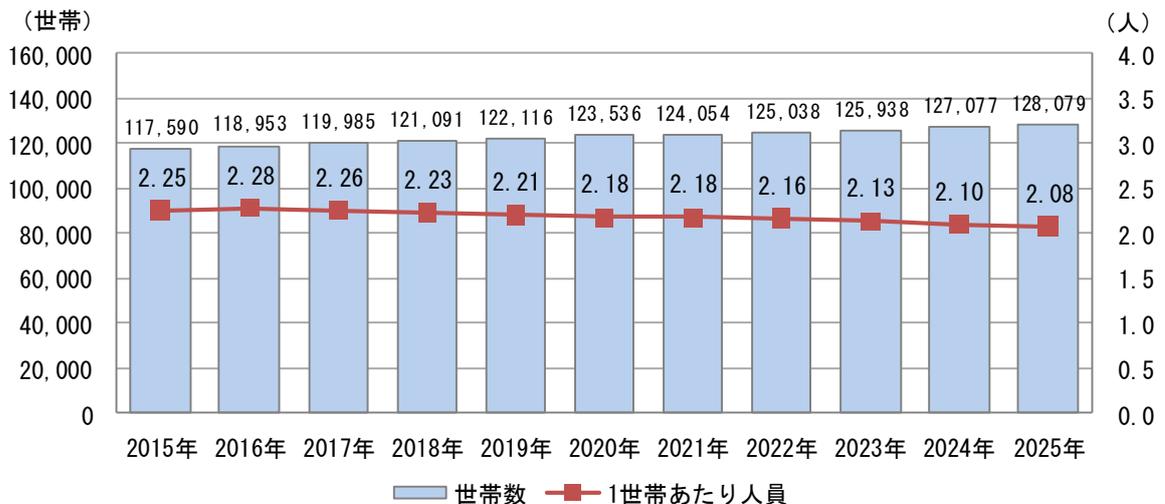
また、3区分人口比率では、年少人口比率が低下、生産年齢人口比率が横ばいとなっています。一方で、老年人口比率は上昇しており、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は27.9パーセントと県平均（31.2パーセント）を下回っているものの、近年は高齢化が進んでいます。

＜水戸市の総人口の推移と3区分人口比率の推移＞



出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日）

＜水戸市の世帯数及び1世帯あたり人員の推移＞



出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日）

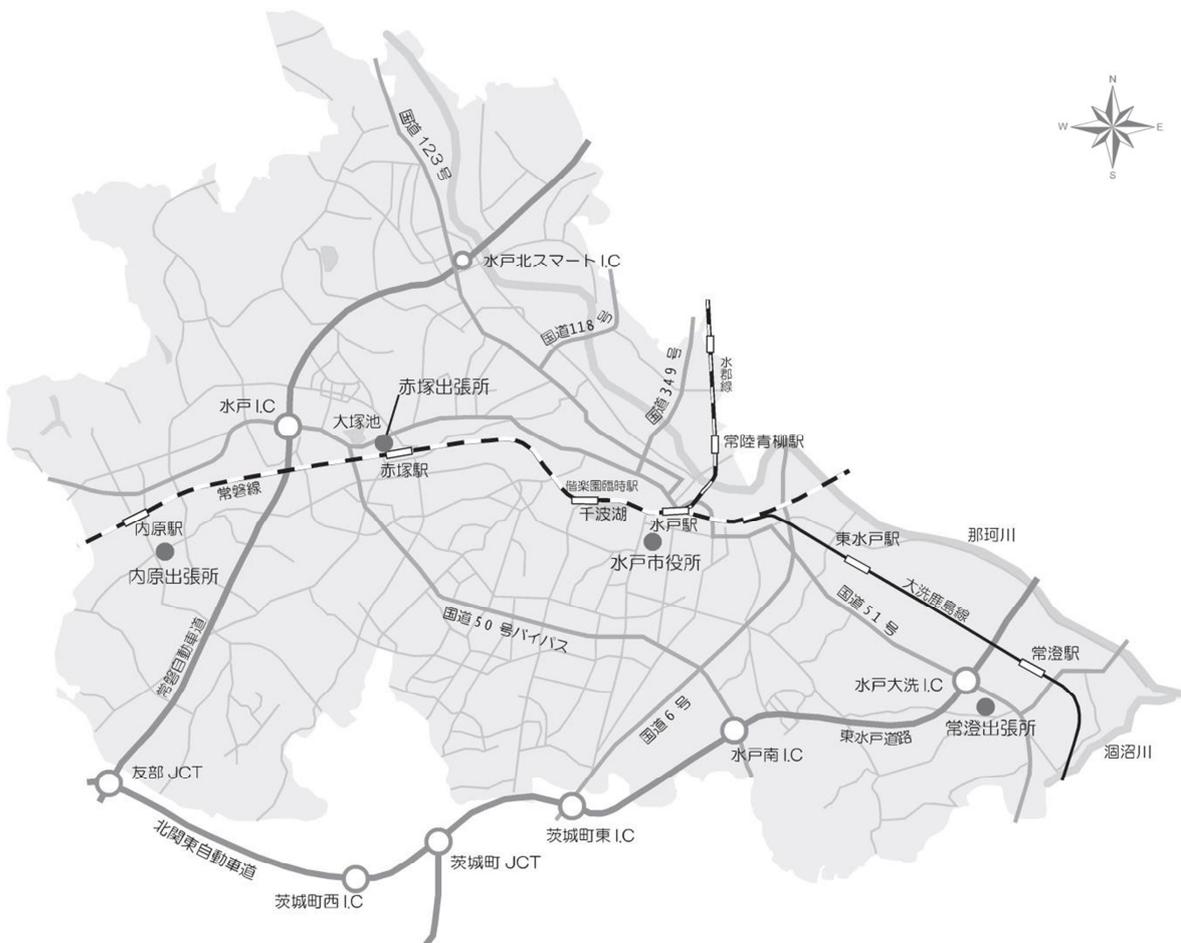
イ 交通

本市の幹線道路網は、市域の中心部を東西方向に連絡する東水戸道路、国道50号、国道50号バイパス及び国道51号、南北方向に東京方面といわき方面を結ぶ常磐自動車道及び国道6号を主軸とし、市域と周辺地域とを連絡する国道123号、国道118号により形成されています。

鉄道は、JR常磐線、水戸線、水郡線によって、東京、栃木、福島方面等への広域ネットワークが形成され、また、水戸駅から大洗、鹿嶋方面を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が整備されています。

各線のターミナル駅である水戸駅をはじめ、JR常磐線及び水戸線の赤塚駅及び内原駅、大洗鹿島線の東水戸駅及び常澄駅の五つの駅があり、梅まつり開催期間中の土日、祝日等には、水戸駅と赤塚駅の間に偕楽園臨時駅が開設されます。

＜水戸市の幹線道路網及び鉄道路線図＞



出典：令和7年版水戸市の概要

ウ 住宅

2018（平成30）年の住宅・土地統計調査結果をもとに、国の推計手法を用いて2021（令和3）年における市内の住宅数を推計すると、住宅総数は123,106戸となります。

このうち必要な耐震性を有する住宅は111,740戸と推計され、耐震化率90.8パーセントとなり、残り11,366戸（9.2パーセント）の住宅が必要な耐震性を満たしていないものと見込まれます。

住宅の用途別にみると、戸建住宅においては総数69,668戸と想定され、うち耐震性を有する住宅は58,712戸で耐震化率84.3パーセントとなっています。

共同住宅・長屋建においては、総数53,438戸と推計され、うち耐震性を有する住宅は53,028戸、耐震化率99.2パーセントとなっています。

＜住宅の耐震化の現状（令和3年推計値）＞

建築物区分	総戸数 A	旧耐震			新耐震 E	耐震性 あり F=B+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性 あり(*) B	耐震性 なし C	計 D=B+C			
戸建住宅	69,668	7,468	10,956	18,424	51,244	58,712	84.3%
共同住宅 長屋建	53,438	1,049	410	1,459	51,979	53,028	99.2%
合計	123,106	8,517	11,366	19,883	103,223	111,740	90.8%

(*) 旧耐震住宅における「耐震性あり」住宅数は、国の住宅の耐震化率の推計方法に関する資料(資料編 資料2)を用いて算出している。

出典：水戸市耐震改修促進計画（第3次）

2 過去の被災状況

本市の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では死者7人（震災関連死者5人を含む）、負傷者78人の人的被害を含む甚大な被害が発生しました。

■本市の主な過去の災害

○地震

<東日本大震災>

・発生日	2011（平成23）年3月11日
・人的被害	死者7人（災害関連死5人を含む。）、負傷者78人
・建物被害	全壊590棟、大規模半壊470棟、半壊2,497棟、一部破損27,758棟
※津波による住家被害	床上浸水7棟、床下浸水10棟
・避難状況	避難所開設延べ箇所数 117か所 延べ避難者数 42,559人 最大避難者数 12,509人（3月12日）

○風水害

本市に関係する近年の主な災害（昭和61年以降の被害のなかで、特に水府橋水位が上昇したものは、次のとおりです。

年月日	災害区分	水戸市の被害状況			那珂川 上流部の雨量 (mm)
		総雨量 (mm)	水府橋水位 (m)	住家被害 (戸)	
1986(昭和61) 8.3~8.9	台風第10号	288.5	9.15	床上 2,009 床下 605	烏山 303 黒磯 262 那須 305
1998(平成10) 8.27~8.31	大雨(前線)	98	8.43	床上 323 床下 245	那須 1,210 高林 982 板室 741
2011(平成23) 9.19~9.22	台風第15号	168	8.54	床上 5 床下 41	矢板 301 板室 181 烏山 197
2015(平成27) 9.8~9.10	台風第18号	89.5	7.15	床下 5	下塩原 672 板室 408 高林 282
2017(平成29) 10.21~10.24	台風第21号	113.5	5.78	床下 2	下塩原 266 板室 157
2019(令和元) 10.12~10.16	台風第19号	141.5	9.84	床上 396 床下 182	板室 242 矢板 360 烏山 227

水戸市洪水ハザードマップを加工して作成

第3章 強靱化の基本的考え方

1 想定するリスク

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めた様々な事象が想定されますが、国基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることや県計画も同様の想定であることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害の範囲については、県計画の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨等の風水害、土砂災害等）とします。

2 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、国基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、四つの基本目標を設定します。

- I 人的被害の回避を最大限図ること
- II 社会の重要な機能を維持すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること
- IV 迅速な復旧・復興に向けた事前の備えを図ること

【目指す姿】

安心して暮らせる 災害に強いまち・水戸

3 基本方針

基本目標の達成に向け、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、本市が取り組む施策の分野、柱を四つの基本方針として設定します。

四つの基本方針の下、具体的施策の位置付けについて、市総合計画と整合を図るとともに、新たな施策について分野別計画と連動させながら推進します。

- ① 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化
- ② 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化
- ③ 市民生活の安全・安心の確保
- ④ 産業・経済活動の維持及び充実強化

4 国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本市の国土強靱化を図る上で、国基本計画や県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めます。

(1) 社会構造の変化への対応

○ 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと

人口や経済活動、社会機能等の東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。

○ 関係団体との連携体制の構築

本市の強靱化に向け、国、近隣都県、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、常に相互の連携を意識しながらそれぞれの役割に取り組める体制を構築します。

○ インフラの老朽化への対応

高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、急速に老朽化が進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持します。

○ 人のつながりやコミュニティ機能の向上

平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、地域と地域のつながりを再構築するとともに、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上を図ります。

(2) 効果的な施策の推進

ア 多層的な取組

○ 複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災の視点に加え、経済成長や自然環境の保全等を見据えた複合的・長期的視点を持って取り組みます。

○ 平時からの有効活用

本計画において整備を推進する施設等について、非常時の防災・減災等の活用のみならず、平時からの有効活用を検討します。

○ ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組

想定される被害や地域の実情等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めます。

イ 各主体の連携

○ 広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、災害時の支援物資の確保や人的支援等の受け入れについて、近接市町村や茨城県外の自治体との相互応援体制の強化に努めます。

○ 民間事業者等との連携

応急復旧時や復興時に民間事業者等からの協力が得られるよう、協定の締結に取り組むとともに、平常時から情報の共有を図るなど、災害時の連携体制の強化に向けた顔の見える関係づくりを進めます。

ウ 人づくり

近助、共助の担い手である地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓等を基に、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる知識、知恵及び技術を持った人材や次世代の防災リーダーとなる人材の育成を図ります。

エ 進捗管理

施策の重点化や進捗管理（P D C A サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、計画的な取組を推進します。

(3) S D G s（持続可能な開発目標）を踏まえた防災・減災の推進

S D G s が目指す持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境等を将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要です。

特に、ゴール 11 に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあるように、国基本計画の基本理念にある『「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応をいわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくこと』とは、親和性が高いことから、本計画の取組においても、S D G s の目標を意識しながら、取組を着実に推進します。

■ S D G s (Sustainable Development Goals) とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、S D G s の達成に向けた取組を推進することが求められています。

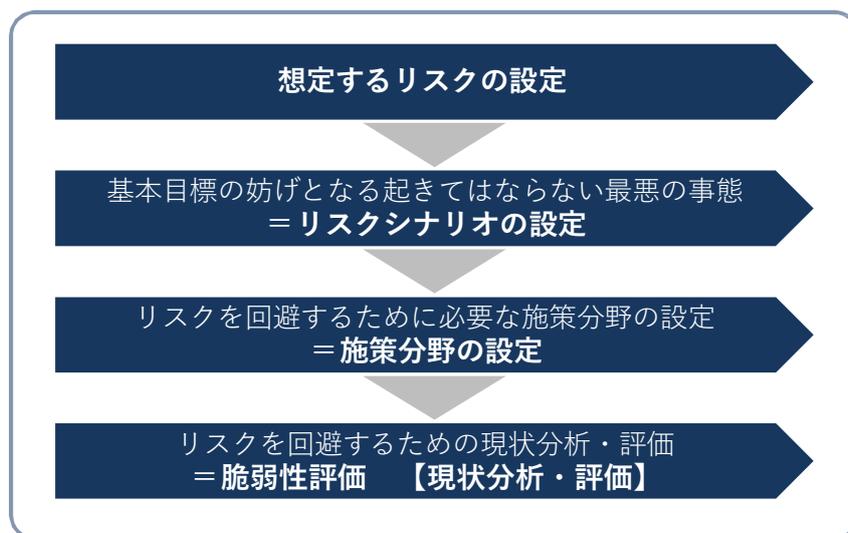


第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の手順

国基本計画、県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進施策を策定します。



2 事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画では、六つの事前に備えるべき目標と35のリスクシナリオを設定しており、また、県計画では八つの事前に備えるべき目標と40のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本市においては、国、県のリスクシナリオを踏まえ、想定するリスクは地震、津波、台風・竜巻・豪雨等による風水害、土砂災害等の自然災害全般とし、基本目標を達成するための具体的な視点として、六つの事前に備えるべき目標と、その妨げになるものとして、31のリスクシナリオを次のとおり設定します。

■起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
I. 人的被害の回避を最大限図ること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	II. 社会の重要な機能を維持すること	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1
4-2			コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3			金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
4-4			食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
4-5			異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-6			農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
III. 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響		
IV. 迅速な復旧復興に向けた事前の備えを図ること	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

3 施策分野の設定

前節で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に合わせ、施策分野を設定した上で、脆弱性評価を行います。

施策分野については、第3章で掲げた四つの基本方針を採用します。

<施策分野＝基本方針>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化 ② 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化 ③ 市民生活の安全・安心の確保 ④ 産業・経済活動の維持及び充実強化 |
|--|

4 脆弱性評価の考え方及び結果

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ リスクシナリオ1-1～1-5

- ・地震に伴う大規模火災や道路の通行障害の抑制に向け、公共施設や民間住宅等の耐震化をはじめ、災害に強い市街地の形成等を進める必要があります。
- ・市街地等での火災による延焼を防ぐため、公園等の公共空地の整備を行い、火災予防・被害軽減のための取組が必要です。
- ・道路、公園、河川、上下水道等のインフラや社会資本の老朽化対策や市街地整備等の推進が引き続き必要です。
- ・本市において災害リスクの高い河川洪水等の浸水被害の防止に向け、国や県との連携により、一層の治水対策の推進が必要です。
- ・地震や津波、水害、土砂災害等に備え、市民の防災意識の一層の啓発が必要です。

(2) 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ リスクシナリオ2-1～2-7

- ・大規模災害時においても、迅速かつ円滑に救急・救助活動を行うために、消防庁舎・施設の整備や資機材等の充実を図るとともに、広域的な応援体制等の一層の強化が必要です。
- ・災害時の医療活動を迅速かつ効果的に実施するため、医療機関、医師会等との連携強化が必要です。
- ・避難所等での感染症発生やまん延を防ぐため、適切な感染症対策が必要です。
- ・円滑な救急・救助活動や救援物資等の輸送を確実に行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路交通ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。
- ・災害時に必要となる食料、飲料水、防災用資器材、医薬品等の計画的な備蓄や流通備蓄に係る関係機関・民間事業者等との協力体制の一層の強化が必要です。
- ・高齢者や障害者等の要配慮者はもとより、市民が安全に安心して避難できる環境づくりがより一層必要です。

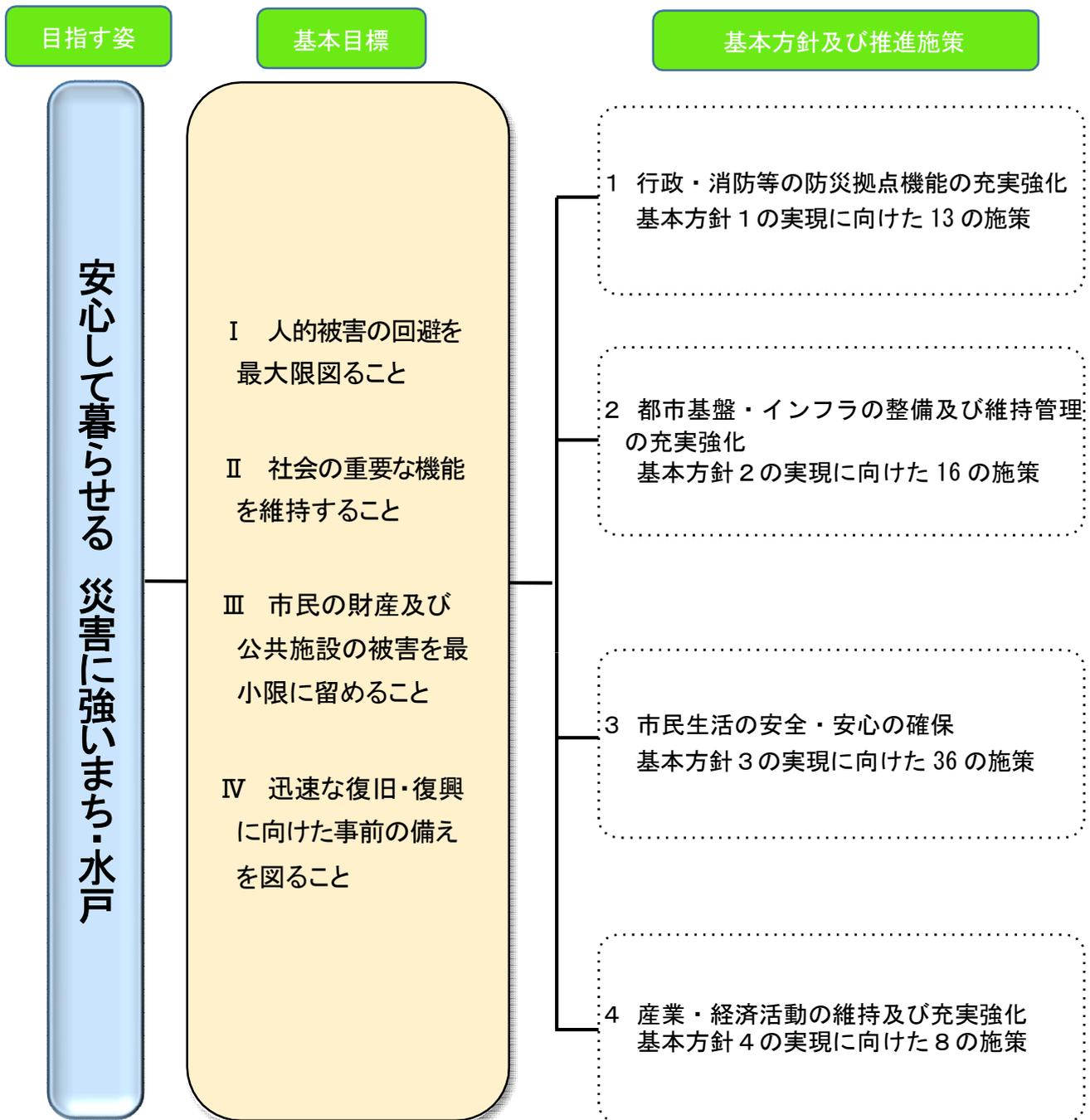
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する リスクシナリオ3-1~3-2
- ・災害時においても必要な機能を確保できるよう、施設や設備の整備・更新をはじめ、関係機関や関係団体等との連携体制の強化・充実等が必要です。
 - ・行政機能の継続性を確保するため、業務継続計画の見直しや訓練実施等による庁内体制の強化及び市職員の災害対応力の向上が必要です。
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない リスクシナリオ4-1~4-2
- ・災害時においても円滑な通行を確保するため、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。
 - ・事業者等との連携により、事業継続力の強化や安定的に食料等を提供できる体制の充実が必要です。
 - ・国土保全、水資源の涵養等の機能維持・増進を図るため、優良農地・森林の適切な保全管理や、農業水利施設等の老朽化対策、適切な保全管理の推進が必要です。
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる リスクシナリオ5-1~5-5
- ・情報の伝達・収集が図れるよう、災害時に安定した電源を確保するための対策を推進することが必要です。
 - ・災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関との連携による災害対応力の強化が必要です。
 - ・上下水道施設等の耐震化や計画的な整備・更新とともに、市民や事業者等との連携による応急給水体制の充実が必要です。
 - ・円滑な救助・救急活動や救援物資等の輸送を確実にを行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路交通ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。
 - ・市民への迅速かつ的確な情報伝達は、災害時の混乱抑制、被害軽減につながることから、伝達手段の強化に努め、より分かりやすい防災情報の伝達が必要です。
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する リスクシナリオ6-1~6-6
- ・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための体制整備や被災者支援の強化が必要です。
 - ・被災地の復旧・復興を支える事業者や技術者、ボランティアなど、人材の育成と確保が必要です。
 - ・地域コミュニティの活性化に向け、地域を支える人材の育成や推進体制の充実が必要です。

第5章 強靱化の推進施策

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、基本方針ごとに、推進施策として整理しました。

推進施策は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、その推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図り、施策の実効性、効率性の確保に努めます。

◆施策の体系



1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化

(1) 防災上重要な市有建築物等の耐震化

リスクシナリオ： 1-1、1-2、3-2、5-5

○耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な市有建築物の耐震化を推進します。

(2) 公共施設の安全対策の推進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、3-2、5-5

○市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物については、平時より適切な維持管理を図るとともに、災害時に備えた防災訓練の実施等に努めます。

○老朽化した市営住宅等を更新するため、水戸市公営住宅長寿命化計画に基づき、長寿命化改修工事及び用途廃止等を実施し、安全・安心な市営住宅等の供給を推進します。

○災害時における避難場所や災害対策の拠点施設としての利用を図るため、計画的な建替えや修繕、安全対策等を推進します。また、施設の被災に備え、類似施設の活用など、バックアップ体制の構築を図ります。

(3) 公共施設等総合管理計画に基づく施策の推進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、3-2、5-5

○公共施設等の耐震化、不燃化を推進するほか、長寿命化型改修によるライフサイクルコストの低減と施設保全費用の平準化を図ります。

(4) 地域防災活動拠点、避難所の機能強化

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、2-4、5-1、5-2、5-3、5-5

○避難所となる市民センターや学校等における備蓄物資・資機材の充実を図るとともに、市民センターにおける蓄電池装置付きの太陽光発電施設や電気自動車の充給電設備等の適切な維持管理を行うほか、学校施設における体育館の空調設備設置やトイレ洋式化・多機能化を進めるなど、市民センターや学校施設の機能強化に努めます。

○市民センターや学校施設において、長寿命化型改修の実施等により、建物の保全を図ります。

○避難所に配備している無線システムや防災ラジオをはじめ、市民センターに整備している公衆Wi-Fi等を活用するなど、地域の防災活動拠点等における通信環境の整備を進めます。

(5) 危機管理・防災体制の強化

リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1

○地域防災計画の見直しなどを行いながら、マニュアル整備や訓練実施等による庁内体制の強化及び市職員の災害対応力の向上に努めるとともに、国、県はもとより、関係機関、関係団体等との連携体制の強化を図ります。

(6) 消防・救急体制の充実

リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、4-2

○地震や大規模火災等の災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の堅牢化をはじめ、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・機材の維持管理及び更新、消防水利の計画的な整備、広域消防連携体制の強化等を図ります。

○医療機関との連携、救急車の適正利用の啓発、救急車両の整備等により、救急体制の充実を図ります。

○NBC災害等に対応する資機材の充実、人材の育成等を推進し、不測の事態への対応力を強化します。

○被災地が広範囲に及ぶ甚大な場合を想定し、広域応援体制の充実・強化を図ります。

(7) 応急給水体制の強化

リスクシナリオ：2-3、2-4、5-4

○防災拠点施設や避難所において、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めます。

(8) 緊急車両等の燃料確保対策の推進

リスクシナリオ：2-2、2-4、5-2、5-3

○発災時に、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要拠点施設に優先的に燃料供給が行われるよう、燃料事業者との協力体制の充実や施設の事前指定を図るとともに、市民への災害発生時に備えた燃料管理等の普及・啓発を推進します。

(9) 公共施設での創エネ、省エネの推進

リスクシナリオ：2-4、5-2、5-3

○公共施設等における長期にわたる電気供給等の途絶に備え、太陽光発電等の再生可能エネルギーをはじめ、蓄電池、電気自動車等の蓄電設備の導入推進により、エネルギーの供給源の安定化を図ります。

○災害時においてもエネルギー効率化を図るため、公共施設へのLED照明や高効率設備等の省エネ機器の導入に取り組みます。

(10) 相互協力・応援体制の強化

リスクシナリオ： 2-2、2-3、5-2、5-3

- 災害時における消防署や病院等の重要拠点施設の早期停電復旧に向け、電力事業者と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、電力事業者が実施する道路啓開等の復旧作業を支援するほか、拠点機能を確保するための非常用電源設備の設置を促進します。
- 民間事業所、学校、公共交通機関等と連携し、避難場所や帰宅困難者の一時避難場所等の確保に努めます。
- 県防災情報ネットワークシステムを適切に運用しながら、関係自治体との連携に努めます。

(11) 業務継続計画（BCP）の実行

リスクシナリオ： 3-2

- 業務継続計画を職員へ周知するとともに、日頃から必要な備えを充実させるほか、適宜、優先業務等の見直しを行います。

(12) 庁内ネットワーク環境の強化

リスクシナリオ： 3-2、5-1

- 本庁舎の被災状況に関わらず市民への情報提供を可能とするため、市公式ホームページを運用している外部のデータセンターにおける耐障害性の向上を図ります。
- 情報システムのクラウド化、データのバックアップにより、災害時における業務データの消失等のリスクを回避するとともに、情報システムの早期復旧を図ります。

(13) 迅速かつ的確な情報発信

リスクシナリオ： 6-6

- 災害等の正確な被害情報の収集と迅速かつ的確な情報を発信するほか、必要に応じて風評被害等への対応を行います。

2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化

- (1) 道路交通ネットワークの整備、道路網の整備・充実、都市計画道路の整備、道路新設改良、道路の予防保全型修繕の推進、橋りょうの長寿命化型修繕の推進、公園施設の予防保全型修繕による長寿命化の推進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-5、2-2、2-4、4-1、5-2、5-3、5-5

- 災害発生時における迅速な救援活動や避難の実現に向け、既存道路の拡幅・改良、電線地中化の整備拡充を行うことにより、安全性の向上、消防・救援活動の円滑化を図ります。
- 災害発生時における道路交通ネットワークの分断を避けるため、道路網の整備・強化や橋りょうの補強・耐震化等を推進します。

- (2) 良好な市街地環境の形成

リスクシナリオ： 1-1、1-2、5-5

- 災害に強い安全な市街地の整備に向け、土地区画整理事業や市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を進めます。また、都市計画道路の整備や狭あい道路の解消等を推進します。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、重点整備地区を中心に、道路や建築物等のバリアフリー化を推進します。

- (3) 民間住宅・建築物の耐震化の促進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、5-5

- 地震の際の被害を軽減し、市民の生命・財産を保護するため、住宅及び特定建築物の所有者等に対する周知・啓発、情報提供及び耐震化の支援・補助の拡充等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。

- (4) 災害時における自転車の有効活用

リスクシナリオ： 1-3、5-5

- 水戸市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワークに位置付けた路線に自転車通行空間の整備を推進します。
- 迅速な被災状況の把握など、危機管理体制の強化につなげるため、災害時の自転車の活用や利活用の研究等を推進します。
- 災害時に活用する自転車を確保するため、平常時からレンタサイクル事業者をはじめとする関係機関との連携や活用等の体制の構築を図ります。

(5) 都市公園の整備・保全

リスクシナリオ： 1-1、1-2

○水戸市緑の基本計画に基づき、緑による防災・減災対策の推進を図るため、公共空地となる広域避難場所や一時的な避難場所となる公園・緑地等の整備・保全を進めます。

(6) 国・県管理河川の整備促進

リスクシナリオ： 1-4

○那珂川、澗沼川の無堤区間や新川、西田川等の未整備区間の早期整備とともに、田野川の堤防強化を要請するなど、国・県管理河川の一体的な整備を促進します。

○特に、直轄管理河川である那珂川については、令和元年東日本台風を契機として、国・県・沿川市町が主体となり取りまとめた那珂川緊急治水対策プロジェクトにより、ハードとソフト対策が一体となった緊急的な治水対策を推進します。短期的な対策として、河道掘削や樹木伐採等を促進するとともに、中長期的な対策として、遊水機能の確保や土地利用・住まい方の工夫等について、地域住民の意見を踏まえながら、検討を進めます。

(7) 市管理河川の維持管理・整備

リスクシナリオ： 1-4

○河道内の土砂堆積や樹木繁茂の進行等による流下断面の阻害を防ぐため、堆積土砂等対策の計画的な実施により、流下断面を継続的に確保し、安全で良好な河川の維持に努めます。

○水害を防止するため、河川を整備します。

(8) 浸水対策の推進

リスクシナリオ： 1-4、5-5

○市内の道路冠水等を防止するため、都市下水路、排水路、公共下水道（雨水管きよ）、調整池等の整備を進めます。

○集水枿・横断溝を設置し、浸水被害の軽減を図ります。

(9) 雨水貯留施設の整備

リスクシナリオ： 1-4、5-5

○一般家庭や事業所等への雨水貯留施設の設置を促進するなど、雨水流出の抑制を図ります。

(10) ライフラインの機能強化

リスクシナリオ： 2-2、2-4、4-1、4-4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

- 災害発生時における円滑な物資運搬や緊急車両の応急活動のため、道路網の整備・充実、橋梁の落橋防止や耐震化をはじめ、電気、ガス、通信施設等の耐震化、地中化の整備拡充等を促進するとともに、上・下水道施設の総合地震対策を推進します。
- 災害時における早期の復旧に向け、電力事業者や通信事業者等と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、障害物の除去を行うなど、道路啓開等の復旧作業の迅速な実施や建設業者との連携による体制の強化を図ります。

(11) 水道施設の整備・更新による機能の充実

リスクシナリオ： 2-4、5-4、5-5

- 災害発生時においても水道水の安定供給を図るため、老朽化した施設・設備・管路を計画的に更新するとともに、基幹施設・基幹管路や重要給水施設配水管の耐震化を優先的に実施します。

(12) 下水道施設の耐震化・耐震対策、下水道施設の改築

リスクシナリオ： 5-4、5-5

- 防災拠点や避難所等からの排水を受け持つ管きょ及び緊急輸送路・軌道下に埋設されている管渠の耐震化を推進するとともに、下水道処理施設の耐震化や改築を進めます。

(13) 下水道施設の耐水化

リスクシナリオ： 5-4

- 下水道施設の耐水扉・耐水壁の設置、貫通部の浸水防止化など、耐水化を推進します。

(14) 農業集落排水処理施設等の長寿命化（機能強化対策）

リスクシナリオ： 5-4

- 災害時に機能停止に陥らないよう、農業集落排水処理施設において、致命的な劣化状況になる前に、施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、計画的に適切な補修・改築等の対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(15) 合併処理浄化槽の普及促進

リスクシナリオ： 5-4

- 災害時においても生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を促進するとともに、水環境改善に向けた周知・啓発に努めます。

(16) 災害低リスク地域への居住誘導

リスクシナリオ： 1-1、1-4、5-5

- 浸水や土砂災害の被害を軽減するため、水戸市立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い地域（居住誘導区域など）への緩やかな居住の誘導を図ります。

3 市民生活の安全・安心の確保

(1) 市民との協働による地域防災の推進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-3、2-7、
3-2、5-1、6-5

- 自主防災組織等との連携を強化し、避難所運営体制や地域における防災訓練の充実を図るほか、災害時生活用水協力井戸の拡充を進めるなど、市民との協働による地域防災を推進します。
- 水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携し、町内会への加入に向けた取組を強化しながら、身近なコミュニティにおける防災活動を促進します。
- 災害時に提供される食品の製造者等に対して衛生指導を行い、食中毒発生の防止に努めます。
- 避難所での食中毒予防対策や災害時の食品取扱いにおける注意喚起を実施するため、市民への周知に努めます。

(2) あらゆる手段を活用した防災情報の伝達

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-4、5-1、5-2、
5-5、6-5

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動により、防災ラジオや防災行政無線等を通して災害情報を伝達するなど、迅速な情報提供に努めます。
- 自主防災組織や関係機関等と連携した情報収集・発信に取り組みます。また、防災ラジオや防災行政無線、緊急速報メールなど、あらゆる手段を活用し、分かりやすい防災情報の迅速かつ的確な伝達に努めます。

(3) 防災教育及び啓発活動の推進

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、5-1

- ハザードマップの周知・啓発を図るとともに、マイ・タイムラインの作成を促進するなど、災害リスクや事前の防災行動の啓発に努めるほか、地域や学校等において、実践的な防災訓練等を実施し、市民への防災知識の普及や意識の啓発に努めます。

(4) 次世代防災リーダーの育成

リスクシナリオ： 5-1

- 小・中学生を対象に、発達段階に応じた実践的な訓練を取り入れた防災教育に取り組むとともに、市民センターにおける防災講座を開催するなど、次世代防災リーダーの育成を図ります。

(5) 相互協力・応援体制の強化

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、2-5、3-1、
4-4、5-1、5-4、5-5、6-2、6-3、6-4、6-5

- 災害時における応急活動や復旧、物資の調達・提供等を円滑に行うため、国、県はもとより、関係団体、民間事業者、市民等との連携、協力体制の拡充を図ります。
- 民間事業所や学校、公共交通機関等と連携し、避難場所や帰宅困難者の一時避難場所等の確保に努めます。
- 交通事業者や県等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供をはじめ、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努めます。
- 災害時における警察活動拠点の確保を図るなど、警察との連携を強化し、市民が安全に生活することのできる環境整備に努めます。
- 高齢者や障害者をはじめ、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を作成し、関係機関等との連携強化・情報共有を図るとともに、災害時の安否確認や避難所への移動支援等に係る体制の充実に努めます。あわせて、円滑な避難誘導ができるよう、地域団体等と連携した訓練を実施するなど、災害時要配慮者に対する支援の充実に努めます。
- 外国人への分かりやすい情報発信等に努めるなど、関係機関や市民団体等と連携しながら、外国人等の安全確保対策を進めます。
- 医療機関やボランティア等との連携を図り、避難者の健康相談を行うとともに、医療を必要とする避難者の情報収集や医療活動等に努めます。

(6) 救急・救助の充実

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、5-5

- 大規模災害時の救急医療関係者の不足を補い、災害対応力の向上を図るため、高度な救急救命処置が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施するとともに、ワークステーション等での救急業務の高度化に努めます。また、応急手当活動のできるバイスタンダーの養成にあわせてAEDの普及・啓発を図ることにより、市民生活の安全・安心の確保に努めます。

(7) 消防団の活動環境の充実、人材の確保

リスクシナリオ： 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5

- 消火活動をはじめ、地震や水害等の大規模災害時における避難誘導など、地域の安全・安心のために重要な役割を果たす消防団について、活動環境の充実、人材の確保に努め、地域防災力の向上を図ります。

(8) 火災に強い市街地の形成、火災予防対策の推進

リスクシナリオ： 1-2、5-5

- 住宅・建築物の不燃化を促進するとともに、防災査察の実施や防火地域、準防火地域の適正な運用に努めます。
- 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図り、火災による被害の軽減に努めます。
- 消防団や自主防災組織等の充実・強化、防災教育の推進など、自助・近助・共助を促す取組を促進するとともに、様々な想定のもとで実践的な訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。
- 消防法令違反対象物に対する違反是正をはじめ、防火管理体制や消防用設備等の適切な維持管理の指導等に取り組みます。
- 危険物等取扱事業所等への災害マニュアルの作成指導や立入検査の徹底等により、危険物等施設の安全対策の推進を図ります。

(9) 避難所及び避難経路のバリアフリー化

リスクシナリオ： 1-2、5-5

- バリアフリー基本構想に基づき、道路、公共交通機関等の移動空間をはじめ、避難場所や災害対策の拠点施設としての利用が想定される公共施設等において、連続的なバリアフリー化に取り組み、災害時の円滑な避難に努めます。

(10) 防災重点ため池における防災機能の確保

リスクシナリオ： 1-4

- 防災重点ため池における耐震診断及び豪雨診断を実施し、災害時における機能保全を図る取組を推進します。

(11) 地盤災害防止対策の推進

リスクシナリオ： 1-5

- 急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所等については、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性など、現況を常時把握します。

(12) 備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新

リスクシナリオ： 2-3、2-4、2-5、4-4、5-4

- 災害時要配慮者や食物アレルギーのある方に配慮しながら、備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新を進めるとともに、帰宅できずに駅等に滞留する通勤者や観光客等のための食料、飲料水等の備蓄に努めます。
- 市内事業所等と連携し、流通在庫備蓄による物資等の確保を図るとともに、平常時からの連絡体制の強化等に努めます。
- 家庭、地域における備蓄の重要性について、意識啓発に取り組みます。
- 簡易トイレ等の計画的な備蓄を進めるほか、市内事業者等と連携し、避難所の状況や避難者数等を踏まえた仮設トイレの設置を図るとともに、平常時からの連絡体制の強化等に努めます。

(13) 市民との協働による応急給水体制の充実

リスクシナリオ： 2-3、2-4、5-4

- 災害事故により大規模な断水が発生した際においても、応急給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、定期的な訓練の実施や応急給水活動に必要な備品の配備を図るなど、地域住民や関係機関等との協働による応急給水体制を確立し、相互連携を図ります。

(14) 創エネルギーの推進

リスクシナリオ： 2-4、5-2、5-3

- 電力供給の停止による影響を最小限にするため、太陽光発電システムの住宅等への設置を促進するなど、創エネルギーを推進します。

(15) 事業者等と連携した帰宅困難者対策の充実

リスクシナリオ： 2-5

- 事業者への防災研修等により、安否確認方法の周知や備蓄の促進等を図りながら、一斉帰宅抑制等に係る普及・啓発を図ります。

(16) 災害時の医療体制支援

リスクシナリオ： 2-2

- 災害時に医療機関の被害状況等を把握し、地域の医療体制が維持できるよう必要な支援を行います。

(17) 緊急診療体制の充実

リスクシナリオ： 2-2

- 休日夜間緊急診療所の運営等に努めるとともに、医療機関の支援を行うなど、緊急診療体制の充実を図ります。

(18) 感染症予防対策の推進

リスクシナリオ： 2-7

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時からの予防接種の接種率の向上に努めます。
- 平時から技術的な研修や検査資材の準備に努め、感染症の様々な事案検査に備えた取組を推進します。
- 災害時の感染症の発生やまん延を防止するため、避難所の衛生環境の整備を推進するとともに、学校や事業者等と連携して避難場所の選択肢を増やすなど分散避難を推進します。

(19) 健康管理体制の構築

リスクシナリオ： 2-3

- 保健師による避難所の巡回健康相談を行い、エコノミークラス症候群の予防について指導するなど、避難者の健康管理に努めます。
- 平時と異なる環境下で避難生活を強いられる避難者の健康管理に資するため、日頃から市民の健康意識の醸成を図るとともに、特定健康診査受診率の向上、妊産婦や乳幼児の健康管理に努めます。
- 平時から、避難所や車中泊避難によるエコノミークラス症候群の注意喚起や予防方法について啓発や情報提供を行います。

(20) 愛玩動物の適正飼養の推進

リスクシナリオ： 2-3、2-7

- 避難所等において、同行避難した愛玩動物を適正に飼養管理するため、資機材の充実や災害時の備えに対する意識の高揚に努めるとともに、動物由来の感染症を防止するため、狂犬病等の予防接種の接種率の向上に努めます。

(21) 災害廃棄物処理の推進

リスクシナリオ： 2-7、6-3

- 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進めます。

(22) 有害化学物質等の排出抑制

リスクシナリオ： 4-2

- 有害化学物質等の排出抑制に向け、水質・大気における有害物質の流出・拡散に対して、関連する条例に基づき、発生源となる事業者等へ直ちに応急措置を講じさせるとともに関係機関への通報・連絡、市民への周知を図り、健康又は生活環境への影響の未然防止に努めます。

(23) 林道の避難路等としての活用

リスクシナリオ： 4-6、5-5

- 森林公園周辺に整備されている林道について、沿道の除草や樹木の枝打ち、破損箇所の修繕等を実施し、利用者が安全に通行できるよう保全管理を行うとともに、災害発生時には速やかに点検等を行い、状況に応じて避難路・迂回路として活用しうる道路網としての整備を図ります。

(24) 森林の保全と整備

リスクシナリオ： 4-6

- 森林が有する災害防止や環境保全に関する役割について、市民への啓発活動を実施するとともに、森林ボランティア活動を支援します。
- 間伐や植栽等による適切な森林整備を実施するなど、災害防止や環境保全等の森林が持つ多面的・公益的機能の維持・増進を図ります。

(25) ボランティア活動体制の整備

リスクシナリオ： 6-2、6-3

- 災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関や関係団体等との連携を強化しながら、受入体制や活動拠点、資機材等の充実を図るとともに、ボランティア活動の普及・啓発に努めます。

(26) ボランティア団体・NPO等の情報の共有・人材育成

リスクシナリオ： 6-2

- 災害ボランティアの育成に向け、学校におけるボランティア教育に取り組むとともに、福祉活動等の体験の場や講座の充実に努めるなど、国や県、市社会福祉協議会等との連携を強化しながら、幅広い世代におけるボランティア活動意識の高揚を図ります。
- 市民の積極的なボランティア活動を促進するため、NPO等の人材育成や認知度向上につながる情報発信等の支援に取り組みます。
- 市民団体の主体的な取組を促進するため、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(27) 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

リスクシナリオ： 6-2、6-5

- 地域防災の一層の進展に向け、地域コミュニティプランに基づく各地区の取組を支援するなど、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を促進します。
- コミュニティに関する制度や地域の活動状況等の情報共有に努めながら、地域コミュニティを支える町内会や女性会、高齢者クラブ等の活動を支援します。

(28) 自主防犯活動の促進

リスクシナリオ： 3-1、6-5

- 被災地での空き巣等の未然防止に向け、防犯に関する情報提供の充実を図るなど、意識の啓発や防犯対策の促進に取り組みます。あわせて、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携し、町内会への加入に向けた取組を強化しながら、地域におけるパトロール等を行う自主防犯活動を促進します。

(29) 防犯設備の充実

リスクシナリオ： 3-1、6-5

- 災害時における犯罪抑止等に向け、地域と連携しながら、LED防犯灯の新設等を促進するとともに、個人のプライバシー保護に配慮しながら、防犯カメラの設置を計画的に進めるなど、防犯設備の充実に取り組みます。

(30) 産・学・官連携事業の推進

リスクシナリオ： 6-2

- 復旧・復興を支える人材の育成に向け、まちづくりをはじめ、産業、教育等のあらゆる分野において、産・学・官の連携を強化し、各種事業を推進しながら、地域の発展と人材育成に努めます。また、市が示した地域課題の解決提案を募集する仕組みを導入するなど、課題解決型の民官共創を推進します。

(31) 多様な視点に配慮した防災対策の推進

リスクシナリオ： 6-2

- 避難所運営など、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの方等の多様な視点に配慮した防災対策を進めます。
- 女性や高齢者、障害者等が活躍できる環境づくりを進め、意思決定の場への女性の参画等、復旧・復興を支える多様な人材の確保に努めます。

(32) 市民の信頼と期待に応えることのできる人材の育成と確保

リスクシナリオ： 6-2

○災害時において迅速かつ円滑な復旧・復興に向け、多様な人材の採用を進めるとともに、研修の充実や人事評価の実施等により、市職員の資質向上を図ります。

(33) 自然系拠点の魅力の向上、歴史・文化系拠点の魅力の向上

リスクシナリオ： 6-5

○被災により本市の地域資源が損なわれないよう、自然や歴史、芸術・文化、スポーツ系の交流拠点について、機能強化や魅力向上への取組を一層進めます。

(34) 博物館資料の収集・保全、文化財の保護・保存

リスクシナリオ： 6-5

○災害等による滅失又は損傷の恐れがある博物館資料や文化財について、市と所有者が連携して保全に努めます。

(35) 地籍調査事業の推進

リスクシナリオ： 6-4

○災害等において、緊急輸送道路や防災関係機関と隣接地との土地境界が不明になった場合、早急な復元と迅速な復旧作業を図るため、該当する地区における地籍調査事業の実施を推進します。

(36) 早期の生活再建に向けた被災者支援

リスクシナリオ： 6-4

○被災者生活再建支援システムの効果的な運用を図るとともに、仮設住宅の建設、見舞金・支援金の支給等のマニュアル化を図り、被災者の支援に努めます。

4 産業・経済活動の維持及び充実強化

(1) 電気・通信施設等の耐震化、地中化の促進

リスクシナリオ： 2-2、2-4、5-1、5-2、5-3、5-5

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、通信施設等の耐震化や地中化等を促進します。

(2) 事業者の事業継続力強化の促進

リスクシナリオ： 4-1、5-2、5-3

○災害時において、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりに向け、事業継続計画（BCP）の事例を市ホームページで公開するなど、普及・啓発を図りながら、BCPの策定支援に努めます。

(3) 農業生産基盤等の整備

リスクシナリオ： 4-4、4-6

○被災した場合、農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設について、老朽化対策や耐震化に向けた取組を推進します。

(4) 良質な農産物生産の促進

リスクシナリオ： 4-4、6-6

○災害時においても安定した生産性を確保するため、農業者や農産物生産団体（JA水戸等）への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。

○安定した需要獲得に向け、関係機関と連携し、農産物の付加価値向上、販路拡大への取組の支援等を推進します。

(5) 農業多面的機能の維持

リスクシナリオ： 1-4、4-6、6-5

○災害による被害の抑制に向け、農地保全に係る基礎的な保全活動、地域資源の質的向上を図る共同活動、営農継続に係る共同施設の長寿命化等を促進し、優良農地の確保や地域の営農継続等を図ります。

(6) 森林保全の推進

リスクシナリオ： 1-4、1-5、4-6

○災害の防止に向け、緑の保全や緑化を推進するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定など、総合的・計画的に取り組めます。

(7) 優良農地の確保

リスクシナリオ：4－6

○食料の安定供給に向け、農業振興地域整備計画に基づき、農用地の適正管理や農道整備等の必要な基盤整備を行い、優良農地の確保・保全に努めます。

(8) 各種産業の振興、産業機能の集積・強化

リスクシナリオ：6－2、6－6

○災害時の産業・経済活動の迅速な復旧・復興を図るため、災害の発生時のみならず、平時より地域活性化や各種産業の振興、産業機能の集積・強化、就業機会の拡充等に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

数値目標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度) ※1
1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化		
防災上重要な市有建築物等の耐震化率	98.7%(R5年度)	100%
小中学校校舎の長寿命化改良実施済数(累計)	6校	9校(R10年度)
屋内運動場への空調設備設置	未実施 ※基本計画の策定	全校(R10年度) ※他事業実施中を除く
消防水利(消火栓、防火水槽)の充足率	充足率:87.8% 充足数3,252か所	充足率:88.4% 充足数3,276か所
救命率(CPR実施による1か月後の生存率) ※2 (直近10年間の平均)	9.9%(H25~R4)	12%(R1~10) ※全国平均11.1%を上回る
2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化		
都市計画道路(市施行分)の整備率	61.4%	64.0%(R10年度)
橋りょうの長寿命化対策箇所数	18か所	26か所
特定建築物耐震化率	86.7%(R3年度)	96~99%
木造住宅耐震化率	90.8%(R3年度)	95%
本市における自転車通行空間の整備延長	36.6km	57.2km
浸水被害箇所の減少	171か所	140か所(R10年度)
基幹管路(水道管)の耐震適合率	57.3%	63%(R10年度)
下水道施設の耐震化	13か所 86%	14か所 100%
管渠の耐震済み延長	92.4km	95.4km
3 市民生活の安全・安心の確保		
災害に強いまちづくりに満足している市民の割合	27.3%(R4年度)	45%(R10年度)
市公式LINE登録者数	76,385人	10万人(R10年度)
防災訓練参加者数(年間)	10,856人	15,000人(R10年度)
住宅用火災警報器設置率	84.4%	100%
出火率(人口1万人当たりの出火件数)(年間)	2.6件	現況値以下(R10年度)
道路特定事業の進捗率(バリアフリー基本構想に位置付けた道路のバリアフリー化の進捗率)	85.3%	100%
狂犬病予防接種の接種率	68.1%	70%
町内会加入率	50.1%	52.6%
安心・安全見守り隊参加団体数	213団体	250団体(R10年度)
4 産業・経済活動の維持及び充実強化		
多面的機能の維持・発揮のための地域活動面積	2,294ha	2,625ha

※1 「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」に位置付けのある指標は、同総合計画で設定した令和10年度の数値を記載している。

※2 CPRは、Cardiopulmonary Resuscitationの略。呼吸吹き込み人工呼吸、胸骨圧迫心臓マッサージを組み合わせて行う心肺蘇生法。

第6章 計画の推進

1 計画の期間及び見直し

計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とし、社会経済情勢の変化や毎年度の施策の進捗状況等に応じ、計画期間中においても必要に応じて見直すこととします。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであることから、今後、市の新たな取組や民間事業者等の事業について評価の対象とすることを検討する必要があります。

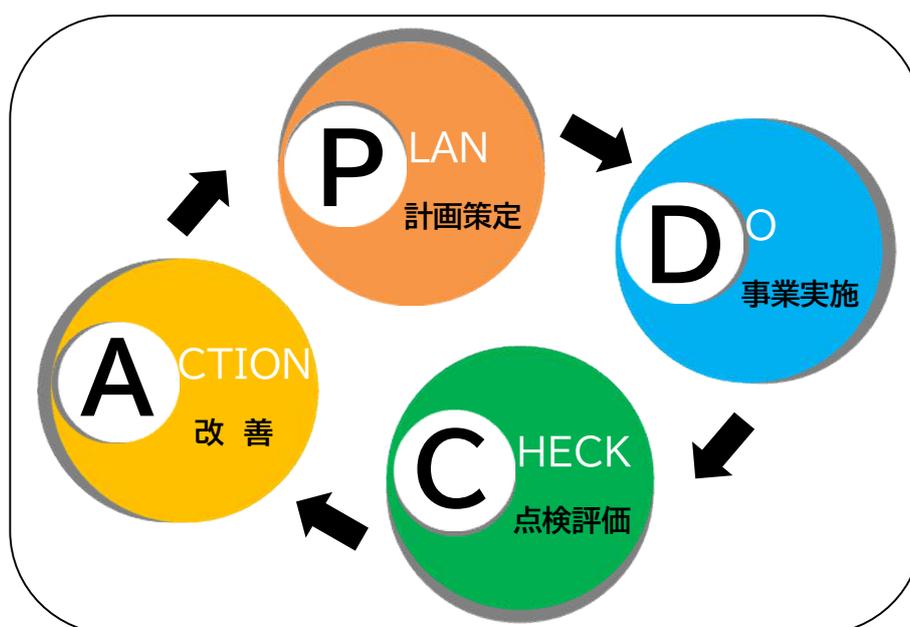
そのため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応事業の達成状況にあわせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

2 分野別計画の見直し

本市の分野別計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、本計画を基本として、必要に応じて国土強靱化に係る計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

3 施策の推進

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、安心して暮らせる災害に強いまち・水戸の構築を進めます。

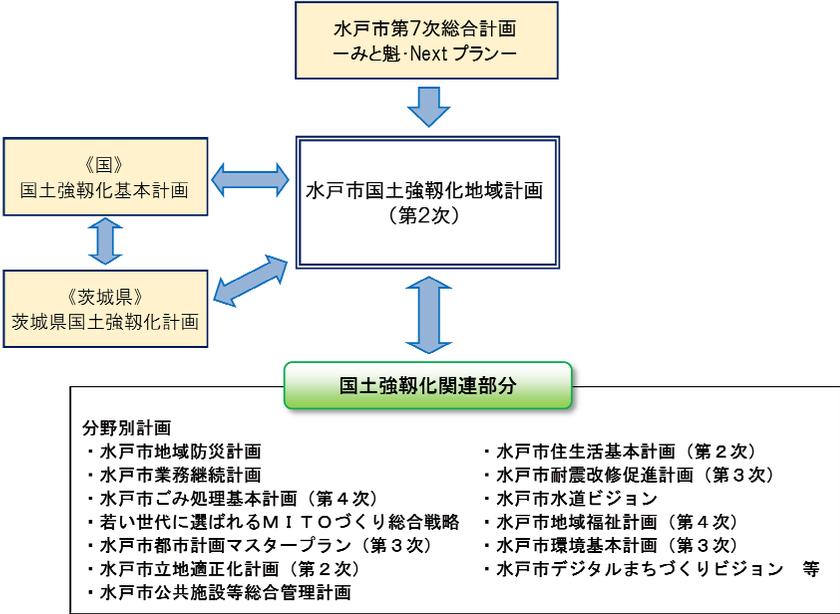
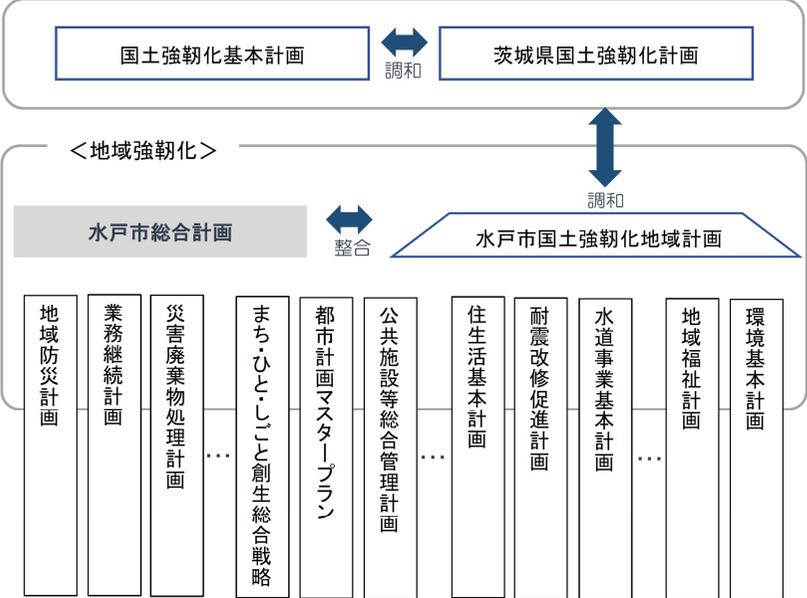


■PDCAサイクル

新旧対照表

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>P.1</p> <p>第1章 計画策定の基本的事項</p> <p>1 計画の策定趣旨</p> <p>国においては、東日本大震災の経験¹を踏まえ、国土強靱化への取組を推進²するため、2013（平成25）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、2014（平成26）年には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。</p> <p>2023（令和5）年には、切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、インフラの老朽化等の危機に打ち勝つため、国基本計画の改定を行い、デジタル新技術の活用や地域における防災力の強化を計画の新たな柱として追加するなど、継続的・安定的な国土強靱化の取組について一層の強化を図っております。</p> <p>茨城県においても、2022（令和4）年に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を改定し、令和元年東日本台風等から得られた教訓を踏まえ、大規模災害対策について一層の強化を図っております。</p> <p>本市においては、2021（令和3）年に「水戸市国土強靱化地域計画」を策定し、今後起こりうる大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進しているところです。</p> <p>社会経済情勢等の変化や国・県の方針、SDGsの理念等を踏まえ、「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」や関連個別計画との整合を図りながら、「水戸市国土強靱化地域計画（第2次）」を策定するものです。</p>	<p>第1章 計画策定の基本的事項</p> <p>1 計画の策定趣旨</p> <p>2011（平成23）年に発生した東日本大震災の経験¹を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。</p> <p>こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、2013（平成25）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、2014（平成26）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。さらに、2018（平成30）年12月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢等の変化を踏まえ、国土強靱化のさらなる加速化・深化を目的とした基本計画の見直しを行うとともに、2019（令和元）年6月には、PDCAサイクルの充実・強化を目的とした「国土強靱化年次計画2019」を策定するなど、政府一丸となった強靱な国づくりが進められています。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><基本計画における国土強靱化の理念></p> <p>いかなる災害が発生しようとも、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとします。 </div> <p>茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、基本計画との調和を保ちつつ、2017（平成29）年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
	<p>本市においては、これまで、東日本大震災の教訓を踏まえ、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－の重点プロジェクトの一つに災害に強いまちづくりプロジェクトを掲げ、防災・減災対策にハード・ソフトの両面から重点的に取り組んできました。</p> <p>令和元年東日本台風により本市においても甚大な被害が発生するなど、近年の気候変動等に伴い自然災害が激甚化しています。今後起こりうる大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを兼ね備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「水戸市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。</p>
P.2	
<p>2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、基本法第14条に基づき、国基本計画との調和を保つとともに、市総合計画とも整合を図りながら、～（略）</p>	<p>2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を保つとともに、市総合計画とも整合を図りつつ、～（略）</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
 <p>水戸市第7次総合計画 —みと魁・Next プラン—</p> <p>《国》 国土強靱化基本計画</p> <p>《茨城県》 茨城県国土強靱化計画</p> <p>水戸市国土強靱化地域計画 (第2次)</p> <p>国土強靱化関連部分</p> <p>分野別計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 水戸市地域防災計画 水戸市業務継続計画 水戸市ごみ処理基本計画（第4次） 若い世代に選ばれるMITOづくり総合戦略 水戸市都市計画マスタープラン（第3次） 水戸市立地適正化計画（第2次） 水戸市公共施設等総合管理計画 水戸市住生活基本計画（第2次） 水戸市耐震改修促進計画（第3次） 水戸市水道ビジョン 水戸市地域福祉計画（第4次） 水戸市環境基本計画（第3次） 水戸市デジタルまちづくりビジョン 等 	 <p>国土強靱化基本計画 ↔ 調和 ↔ 茨城県国土強靱化計画</p> <p><地域強靱化></p> <p>水戸市総合計画 ↔ 整合 ↔ 水戸市国土強靱化地域計画</p> <p>地域防災計画</p> <p>業務継続計画</p> <p>災害廃棄物処理計画</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>都市計画マスタープラン</p> <p>公共施設等総合管理計画</p> <p>住生活基本計画</p> <p>耐震改修促進計画</p> <p>水道事業基本計画</p> <p>地域福祉計画</p> <p>環境基本計画</p>
<p>3 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、国基本計画や県計画の見直し期間を踏まえ、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。</p>	<p>3 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、基本計画や県計画の見直し期間を踏まえ、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5か年とします。</p>
<p>P. 3</p> <p>第2章 概況</p> <p>1 本市の概況</p> <p>(1)位置と地勢</p> <p>水戸市は、首都東京から北東へ約100キロメートルの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地です。</p> <p>市域面積は、217.32平方キロメートルとなっており、近代的建築物によるまちなみと千波湖・那珂川をはじめとする豊かな水や緑地等の自然、さらには偕楽園や弘道館等の～（略）</p>	<p>第2章 概況</p> <p>1 本市の概況</p> <p>(1)位置と地勢</p> <p>水戸市は、首都東京から北東へ約100キロメートルの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県庁の所在地です。</p> <p>市域面積は、217.32平方キロメートルとなっており、近代的建築物によるまちなみと千波湖・那珂川をはじめとする豊かな水や緑地等の自然、さらには偕楽園や弘道館などの～（略）</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>【出典表記の修正】 出典：令和7年版水戸市の概要</p>	<p>資料：水戸市政策企画課「令和2年版水戸市の概要」</p>
P. 4	
<p>(2) 気候 (略) 気象庁水戸地方気象台による観測では、2024（令和6）年の年間平均気温は16.2度、年間降雨量は1,548.0ミリメートルとなっています。降雨量の季節的変化をみると、夏が最も多く、秋がこれに次ぎ、冬は比較的少なくなっています。梅雨や台風等の影響によるものですが、近年は特に台風等を中心に短時間での激しい降水も見られ、～（略）</p>	<p>(2) 気候 (略) 気象庁水戸地方気象台による観測では、令和元年の年間平均気温は14.9℃、年間降雨量は1,391.0mm となっています。降雨量の季節的変化をみると、秋に多く、夏がこれに次ぎ、冬は最も少なくなっており、秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、～（略）</p>
<p>【グラフを最新に更新】 グラフ</p>	<p>グラフ</p>
<p>【出典表記の修正】 出典：気象庁ホームページ</p>	<p>資料：気象庁</p>
P. 5	
<p>【出典表記の修正】 出典：令和7年版水戸市の概要</p>	<p>資料：水戸市政策企画課「令和2年版水戸市の概要」</p>
P. 6	
<p>(4) 土地利用 本市の土地利用の状況は、2024（令和6）年において、農地と山林原野あわせ10,423ヘクタールで全体の約48パーセントと半数を占め、比較的緑の多い都市であることをうかがわせます。 土地利用の推移を見ると、農地は減少傾向にあり、宅地化や耕作放棄による荒地化が進んでいると考えられます。</p>	<p>(4) 土地利用 本市の土地利用の状況は、2019（平成31）年において、農地と山林原野あわせ10,825ヘクタールと全体の約50パーセントを占め、比較的緑の多い都市であることをうかがわせます。 土地利用の推移を見ると、農地と山林原野は減少傾向にある一方で、宅地化は増加傾向にあります。</p>
<p>【グラフを最新に更新】 グラフ</p>	<p>グラフ</p>
<p>【出典表記の修正】 令和7年版水戸市の概要を加工して作成</p>	<p>資料：水戸市政策企画課「令和2年版水戸市の概要」</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
P.7	
<p>(5)土地利用 ア 人口・世帯数 本市の人口は、2025（令和7）年10月1日現在で265,768人、世帯数は128,079世帯となっており、2016（平成28）年をピークに、減少傾向にあります。 また、3区分人口比率では、年少人口比率が低下、生産年齢人口比率が横ばいとなっています。一方で、老年人口比率は上昇しており、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は27.9パーセントと県平均（31.2パーセント）を下回っているものの、近年は高齢化が進んでいます。</p>	<p>(5)土地利用 ア 人口・世帯数 本市の人口は、2020（令和2）年10月1日現在で269,343人、世帯数は123,536世帯となっており、近年は横ばいで推移しています。 また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は27.2%と県平均（29.9%）を下回っているものの、少子高齢化が進んでいます。</p>
<p>【グラフを最新に更新】 グラフ</p>	<p>グラフ</p>
<p>【出典表記の修正】 出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日）</p>	<p>資料：茨城県常住人口調査（各年10月1日）</p>
P.8	
<p>イ 交通 （略） 鉄道は、JR常磐線、水戸線、水郡線によって、東京、栃木、福島方面等への広域ネットワークが形成され、また、水戸駅から大洗、鹿嶋方面を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が整備されています。 各線のターミナル駅である水戸駅をはじめ、JR常磐線及び水戸線の赤塚駅及び内原駅、大洗鹿島線の東水戸駅及び常澄駅の五つの駅があり、梅まつり開催期間中の土日、祝日等には、～（略）</p>	<p>イ 交通 （略） 鉄道は、JR常磐線、水戸線、水郡線によって、東京、栃木、福島方面などへの広域ネットワークが形成され、また、水戸駅から大洗、鹿嶋方面を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が整備されています。 各線のターミナル駅である水戸駅をはじめ、JR常磐線及び水戸線の赤塚駅及び内原駅、大洗鹿島線の東水戸駅、常澄駅の計5つの駅があり、梅まつり開催期間中の土日、祝日には、～（略）</p>
<p>【出典表記の修正】 出典：令和7年版水戸市の概要</p>	<p>資料：水戸市政策企画課「令和2年版水戸市の概要」</p>
P.9	
<p>ウ 住宅 2018（平成30）年の住宅・土地統計調査結果をもとに、国の推計手法を用いて2021（令和3）年における市内の住宅数を推計すると、住宅総数は123,106戸となります。</p>	<p>ウ 住宅 2013（平成25）年住宅・土地統計調査結果をもとに、国の推計手法を用いて2015（平成27）年における市内の住宅数を推計すると、住宅総数は120,936戸と想定されています。</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>このうち必要な耐震性を有する住宅は111,740戸と推計され、耐震化率90.8パーセントとなり、残り11,366戸(9.2パーセント)の住宅が必要な耐震性を満たしていないものと見込まれます。</p> <p>住宅の用途別にみると、戸建住宅においては総数69,668戸と想定され、うち耐震性を有する住宅は58,712戸で耐震化率84.3パーセントとなっています。</p> <p>共同住宅・長屋建においては、総数53,438戸と推計され、うち耐震性を有する住宅は53,028戸、耐震化率99.2パーセントとなっています。</p>	<p>このうち必要な耐震性を有する住宅は103,708戸と推計され、耐震化率85.8%となり、残り17,228戸(14.2%)の住宅が必要な耐震性を満たしていないものと見込まれます。</p> <p>住宅の用途別にみると、戸建住宅においては総数66,412戸と想定され、うち耐震性を有する住宅は52,316戸で耐震化率78.8%となっています。</p> <p>共同住宅・長屋建においては、総数54,524戸と想定され、うち耐震性を有する住宅は51,392戸、耐震化率94.3%となっています。</p>
<p>【表を最新に更新】 表（令和3年推計値）</p> <p>（*）旧耐震住宅における「耐震性あり」住宅数は、国の住宅の耐震化率の推計方法に関する資料(資料編 資料2)を用いて算出している。</p>	<p>表（平成27年推計値）</p> <p>（*）旧耐震住宅における「耐震性あり」住宅の算定は国の推計値を用いて算出している。</p>
<p>【出典表記の修正】 出典：水戸市耐震改修促進計画（第3次）</p>	<p>資料：水戸市耐震改修促進計画（第2次）</p>
P. 10	
<p>2. 過去の被災状況</p> <p>■本市の主な過去の災害</p> <p>○地震 <東日本大震災> ・人的被害 死者7人（災害関連死5人を含む。）、負傷者78人</p>	<p>2. 過去の被災状況</p> <p>■本市の主な過去の災害</p> <p>○地震 <東日本大震災> ・人的被害 死者7人（災害関連死5人を含む。）、けが人78人</p>
<p>○風水害 本市に関する近年の主な災害（昭和61年以降の水害のなかで～（略）</p>	<p>○風水害 本市に関する過去の主な災害（近年の水害のなかでも、～（略）</p>
<p>【表内の誤字修正】 1998（平成10）年 雨量 板室 741mm</p>	<p>1998（平成10）年 雨量 根室 741mm</p>
<p>【出典表記の修正】</p> <p>水戸市洪水ハザードマップを加工して作成</p>	<p>出典：水戸市洪水ハザードマップ</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
P.11	
<p>第3章 強靱化の基本的考え方</p> <p>1 想定するリスク</p> <p>本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めた様々な事象が想定されますが、国基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることや県計画も同様の想定であることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とします。</p> <p>大規模自然災害の範囲については、県計画の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨等の風水害、土砂災害等）とします。</p>	<p>第3章 強靱化の基本的考え方</p> <p>1 想定するリスク</p> <p>本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故や、テロ等も含めた様々な事象が想定されますが、基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していること、県計画も同様の想定であることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とします。</p> <p>大規模自然災害の範囲については、県計画の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とします。</p>
<p>2 基本目標</p> <p>基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、国基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、四つの基本目標を設定します。</p>	<p>2 基本目標</p> <p>基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、4つの基本目標を設定します。</p>
<p>3 基本方針</p> <p>基本目標の達成に向け、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、本市が取り組む施策の分野、柱を四つの基本方針として設定します。</p> <p>四つの基本方針の下、具体的施策の位置付けについて、市総合計画と整合を図るとともに、新たな施策について分野別計画と連動させながら推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化 ② 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化 ③ 市民生活の安全・安心の確保 ④ 産業・経済活動の維持及び充実強化 </div>	<p>3 基本方針</p> <p>基本目標達成のため、基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、本市が取り組む施策の分野、柱を基本方針として設定します。</p> <p>4つの基本方針の下、具体的施策の位置付けについて、市総合計画と整合を図るとともに、新たな施策について分野別計画と連動させながら推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・消防等の防災拠点機能の強化 ② 都市基盤・インフラの整備・強化 ③ 市民生活の安全・安心の確保 ④ 産業・経済活動の維持・強化 </div>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
P.12	
<p>4 国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項 本市の国土強靱化を図る上で、国基本計画や県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、～（略）</p>	<p>4 国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項 本市の国土強靱化を図る上で、基本計画や県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、～（略）</p>
<p>(1) 社会構造の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと 人口や経済活動、社会機能等の東京への一極集中からの脱却を図るなど、～（略） ○関係団体との連携体制の構築 （略）、常に相互の連携を意識しながらそれぞれの役割に取り組める体制を構築します。 ○インフラの老朽化への対応 （略） ○人のつながりやコミュニティ機能の向上 （略）、人と人、人と地域、地域と地域のつながりを再構築するとともに、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上～（略） 	<p>(1) 社会構造の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと 人口や経済活動、社会機能の東京への一極集中からの脱却を図るなど、～（略） ○関係団体との連携体制の構築 （略）、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築します。 ○インフラの老朽化への対応 （略） ○人のつながりやコミュニティ機能の向上 （略）、人と人、人と地域、地域と地域のつながりの再構築とともに、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上～（略）
P.13	
<p>(2) 効果的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 各主体の連携 ○広域連携体制の構築 広域的な災害に対応するため、災害時の支援物資の確保や人的支援等の受け入れについて、～（略） 	<p>(2) 効果的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 各主体の連携 ○広域連携体制の構築 広域的な災害に対応するため、災害時の支援物資の確保や人的支援等の受入について、～（略）
<p>ウ 人づくり 近助、共助の担い手である地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓等を基に、～（略）</p>	<p>ウ 人づくり 近助、共助の担い手である地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓を基に、～（略）</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(3) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた防災・減災の推進 SDGsが目指す持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境等を将来にわたって持続可能なものにしていく必要があります。 特に、ゴール11に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあるように、国基本計画の基本理念にある『「防災」の範囲を超えて、～（略） （SDGsの図の本文） （略）～SDGsの達成に向けた取組を推進することが～（略）</p>	<p>(3) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた防災・減災の推進 SDGsが目指す持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていく必要があります。 特に、ゴール11に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあるように、基本計画の基本理念にある『「防災」の範囲を超えて、～（略） （SDGsの図の本文） （略）～SDGsの達成に向けた取組を促進することが～（略）</p>
P. 14	
<p>第4章 脆弱性評価 1 脆弱性評価の手順 国基本計画、県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、～（略）</p>	<p>第4章 脆弱性評価 1 脆弱性評価の手順 基本計画、県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、～（略）</p>
<p>2 事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画では、六つの事前に備えるべき目標と35のリスクシナリオを設定しており、また、県計画では八つの事前に備えるべき目標と40のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。 本市においては、国、県のリスクシナリオを踏まえ、想定するリスクは地震、津波、台風・竜巻・豪雨等による風水害、土砂災害等の自然災害全般とし、基本目標を達成するための具体的な視点として、六つの事前に備えるべき目標と、その妨げになるものとして、31のリスクシナリオを次のとおり設定します。</p>	<p>2 事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定しており、また、県計画では8つの事前に備えるべき目標と39のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。 本市においては、国、県のリスクシナリオを踏まえ、基本目標を達成するための具体的な視点として、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げになるものとして、37のリスクシナリオを次のとおり設定します。</p>
P. 15	

新：第2次計画案（令和8年）

旧：現行計画（令和3年）

■起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
I. 人的被害の回避を最大限図ること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	II. 社会の重要な機能を維持すること	4 経済活動を機能不全に陥らせない
4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		
4-3 金融サービス、郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響		
4-5 異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下		
III. 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット、SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
IV. 迅速な復旧復興に向けた準備を図ること	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
I. 人的被害の回避を最大限図ること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅等の建築物、交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-6 災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
	2 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8 車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
II. 社会の重要な機能を維持すること	4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
III. 市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下
		5-2 食料等の安定供給の停滞
IV. 迅速な復旧復興に向けた準備を図ること	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 道路交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
		8-6 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
P. 16	
<p>3 施策分野の設定 施策分野については、第3章で掲げた四つの基本方針を採用します。 <施策分野＝基本方針></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化 ② 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化 ③ 市民生活の安全・安心の確保 ④ 産業・経済活動の維持及び充実強化 </div>	<p>3 施策分野の設定 施策分野については、第3章で掲げた4つの基本方針を採用します。 <施策分野＝基本方針></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・消防等の防災拠点機能の強化 ② 都市基盤・インフラの整備・強化 ③ 市民生活の安全・安心の確保 ④ 産業・経済活動の維持・強化 </div>
<p>4 脆弱性評価の考え方及び結果</p> <p>【リスクシナリオの改定に伴い、(1)に現計画(7)の一部を統合】</p> <p>(1)あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ リスクシナリオ1-1～1-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に伴う大規模火災や道路の通行障害の抑制に向け、公共施設や民間住宅等の耐震化をはじめ、災害に強い市街地の形成等を進めることが必要です。 ・市街地等での火災による延焼を防ぐため、公園等の公共空地の整備を行い、火災予防・被害軽減のための取組が必要です。 ・道路、公園、河川、上下水道等のインフラや社会資本の老朽化対策や市街地整備等の推進が引き続き必要です。 ・本市において災害リスクの高い河川洪水等の浸水被害の防止に向け、国や県との連携により、一層の治水対策の推進が必要です。 ・地震や津波、水害、土砂災害等に備え、市民の防災意識の一層の啓発が必要です。 	<p>4 脆弱性評価の考え方及び結果</p> <p>(1)直接死を最大限防ぐ リスクシナリオ1-1～1-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震に備え、公共施設はもとより、民間住宅等のさらなる耐震化の促進が必要です。 ・社会資本の老朽化対策や市街地整備等の推進が必要です。 ・本市において災害リスクの高い河川洪水等の浸水被害の防止に向け、国や県との連携により、一層の治水対策の推進が必要です。 ・地震や津波、水害などに備え、市民の防災意識の一層の啓発が必要です。 <p>(7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない リスクシナリオ7-1～7-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に伴う大規模火災や道路の通行障害の抑制に向け、公共施設や民間住宅等の耐震化をはじめ、災害に強い市街地の形成などを進めることが必要です。 ・大規模災害時においても、迅速かつ円滑に、消火活動や救助・救急活動を行うために、体制の充実を図るとともに、応援体制等の一層の強化が必要です。

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(2) 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ リスクシナリオ2-1～2-7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においても、迅速かつ円滑に救急・救助活動を行うために、消防庁舎・施設の整備や資機材等の充実を図るとともに、広域的な応援体制等の一層の強化が必要です。 ・災害時の医療活動を迅速かつ効果的に実施するため、医療機関、医師会等との連携強化が必要です。 ・避難所等での感染症発生やまん延を防ぐため、適切な感染症対策が必要です。 ・円滑な救急・救助活動や救援物資等の輸送を確実にを行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ・災害時に必要となる食料、飲料水、防災用資器材、医薬品等の計画的な備蓄や流通備蓄に係る関係機関・民間事業者等との協力体制の一層の強化が必要です。 ・高齢者や障害者等の要配慮者はもとより、市民が安全に安心して避難できる環境づくりがより一層必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土保全、水資源の涵養等の機能維持・増進を図るため、優良農地・森林の適切な保全管理や、農業水利施設等の老朽化対策、適切な保全管理の推進が必要です。 <p>(2) 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する リスクシナリオ2-1～2-8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においても、迅速かつ円滑に救急・救助活動を行うために、消防庁舎の整備や資機材等の充実を図るとともに、広域的な応援体制等の一層の強化が必要です。 ・災害時の医療活動を迅速かつ効果的に実施するため、医療機関、医師会との連携強化が必要です。 ・避難所等での感染症発生やまん延を防ぐため、適切な感染症対策が必要です。 ・円滑な救急・救助活動や救援物資等の輸送を確実にを行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ・災害時に必要となる食料、飲料水、防災用資器材、医薬品などの計画的な備蓄や、流通備蓄に係る関係機関・民間事業者等との協力体制の一層の強化が必要です。 ・高齢者や障害者等の要配慮者はもとより、市民が安全に安心して避難できる環境づくりがより一層必要です。大地震に備え、公共施設はもとより、民間住宅等のさらなる耐震化の促進が必要です。 ・社会資本の老朽化対策や市街地整備等の推進が必要です。 ・本市において災害リスクの高い河川洪水等の浸水被害の防止に向け、国や県との連携により、一層の治水対策の推進が必要です。 ・地震や津波、水害などに備え、市民の防災意識の一層の啓発が必要です。
P. 17	
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する リスクシナリオ3-1～3-2	(3) 必要不可欠な行政機能は確保する リスクシナリオ3-1～3-2

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても必要な機能を確保できるよう、施設や設備の整備・更新をはじめ、関係機関や関係団体等との連携体制の強化・充実等が必要です。 ・行政機能の継続性を確保するため、業務継続計画の見直しや訓練実施等による庁内体制の強化及び市職員の災害対応力の向上が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても必要な機能を確保できるよう、施設や設備の整備・更新をはじめ、関係機関や関係団体等との連携体制の強化などが必要です。
<p>【リスクシナリオの改定に伴い、番号変更、(4)に現計画(7)の一部を統合】</p> <p>(4) 経済活動を機能不全に陥らせない リスクシナリオ 4-1～4-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても円滑な通行を確保するため、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ・事業者等との連携により、事業継続力の強化や安定的に食料等を提供できる体制の充実が必要です。 ・国土保全、水資源の涵養等の機能維持・増進を図るため、優良農地・森林の適切な保全管理や、農業水利施設等の老朽化対策、適切な保全管理の推進が必要です。 	<p>(5) 経済活動を機能不全に陥らせない リスクシナリオ 5-1～5-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても円滑な通行を確保するため、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ・事業者等との連携により、事業継続力の強化や安定的に食料等を提供できる体制の充実が必要です。 <p>(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない リスクシナリオ 7-1～7-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に伴う大規模火災や道路の通行障害の抑制に向け、公共施設や民間住宅等の耐震化をはじめ、災害に強い市街地の形成などを進めることが必要です。 ・大規模災害時においても、迅速かつ円滑に、消火活動や救助・救急活動を行うために、体制の充実を図るとともに、応援体制等の一層の強化が必要で ・国土保全、水資源の涵養等の機能維持・増進を図るため、優良農地・森林の適切な保全管理や、農業水利施設等の老朽化対策、適切な保全管理の推進が必要です。
<p>【リスクシナリオの改定に伴い、番号変更、(5)に現計画(4)を統合】</p> <p>(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる リスクシナリオ 5-1～5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達・収集が図れるよう、災害時に安定した電源を確保するための対策を推進することが必要です。 ・災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関との連携による災害対応力の強化が必要です。 	<p>(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる リスクシナリオ 6-1～6-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関との連携による災害対応力の強化が必要です。 ・上下水道施設等の耐震化や計画的な整備・更新とともに、市民や事業者等との連携による応急給水体制の充実が必要です。

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設等の耐震化や計画的な整備・更新とともに、市民や事業者等との連携による応急給水体制の充実が必要です。 ・円滑な救助・救急活動や救援物資等の輸送を確実にを行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路交通ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ・市民への迅速かつ的確な情報伝達は、災害時の混乱抑制、被害軽減につながることから、伝達手段の強化に努め、より分かりやすい防災情報の伝達が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な救助・救急活動や救援物資等の輸送を確実にを行うため、緊急輸送道路をはじめとする道路交通ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 <p>(4) 必要不可欠な情報通信機能は確保する リスクシナリオ4-1～4-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達・収集が図れるよう、災害時に安定した電源を確保するための対策を推進することが必要です。 ・市民への迅速かつ的確な情報伝達は、災害時の混乱抑制、被害軽減につながることから、伝達手段の強化に努め、より一層分かりやすい防災情報の伝達が必要です。
<p>【リスクシナリオの改定に伴い、番号変更】</p> <p>(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する リスクシナリオ6-1～6-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための体制整備や被災者支援の強化が必要です。 ・被災地の復旧・復興を支える事業者や技術者、ボランティアなど、人材の育成と確保が必要です。 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域を支える人材の育成や推進体制の充実が必要です。 	<p>(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する リスクシナリオ8-1～8-6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための体制整備や被災者支援の強化が必要です。 ・被災地の復旧・復興を支える事業者や技術者、ボランティアなど、人材の育成と確保が必要です。 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域を支える人材の育成や推進体制の充実が必要です。
P. 18	
<p>第5章 強靱化の推進施策</p> <p>◆施策の体系</p>	<p>第5章 強靱化の推進施策</p> <p>◆施策の体系</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p style="text-align: center;">基本方針及び推進施策</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化 基本方針1の実現に向けた13の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化 基本方針2の実現に向けた16の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 市民生活の安全・安心の確保 基本方針3の実現に向けた36の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>4 産業・経済活動の維持及び充実強化 基本方針4の実現に向けた8の施策</p> </div>	<p style="text-align: center;">基本方針及び推進施策</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 行政・消防等の防災拠点機能の強化 基本方針1の実現に向けた13の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 都市基盤・インフラの整備・強化 基本方針2の実現に向けた14の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 市民生活の安全・安心の確保 基本方針3の実現に向けた36の施策</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>4 産業・経済活動の維持・強化 基本方針4の実現に向けた10の施策</p> </div>
P. 19	
<p>1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化 (1) 防災上重要な市有建築物等の耐震化 リスクシナリオ：1-1、1-2、3-2、5-5</p>	<p>1 行政・消防等の防災拠点機能の強化 (1) 防災上重要な市有建築物等の耐震化 リスクシナリオ：1-1、3-2、7-1、7-2</p>
<p>(2) 公共施設の安全対策の推進 リスクシナリオ：1-1、1-2、3-2、5-5 ○市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物については、平時より適切な維持管理を図るとともに、災害時に備えた防災訓練の実施等に努めます。 ○老朽化した市営住宅等を更新するため、水戸市公営住宅長寿命化計画に基づき、長寿命化改修工事及び用途廃止等を実施し、安全・安心な市営住宅等の供給を推進します。 ○災害時における避難場所や災害対策の拠点施設としての利用を図るため、計画的な建替えや修繕、安全対策等を推進しま</p>	<p>(2) 公共施設の安全対策の推進 リスクシナリオ：1-1、3-2、7-1、7-2 ○市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物については、平時より適切な維持管理を図るとともに、災害時に備えた防災訓練の実施などに努めます。 ○災害時における避難場所や災害対策の拠点施設としての利用を図るため、計画的な建替えや修繕、安全対策等を推進しま</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>す。また、施設の被災に備え、類似施設の活用など、バックアップ体制の構築を図ります。</p>	<p>す。また、施設の被災に備え、類似施設の活用など、バックアップ体制の構築を図ります。</p>
<p>(3) 公共施設等総合管理計画に基づく施策の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、3-2、5-5</u></p>	<p>(3) 公共施設等総合管理計画に基づく施策の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、3-2、7-1、7-2</u></p>
<p>(4) 地域防災活動拠点、避難所の機能強化 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、2-4、5-1、5-2、5-3、5-5</u></p> <p>○避難所となる市民センターや学校等における備蓄物資・資機材の充実を図るとともに、市民センターにおける蓄電池装置付きの太陽光発電施設や電気自動車の充電設備等の適切な維持管理を行うほか、学校施設における体育館の空調設備設置やトイレ洋式化・多機能化を進めるなど、市民センターや学校施設の機能強化に努めます。</p> <p>○市民センターや学校施設において、長寿命化型改修の実施等により、建物の保全を図ります。</p> <p>○避難所に配備している無線システムや防災ラジオをはじめ、市民センターに整備している公衆Wi-Fi等を活用するなど、地域の防災活動拠点等における通信環境の整備を進めます。</p>	<p>(4) 地域防災活動拠点、避難所の機能強化 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-7、4-3、6-1、7-1、7-2</u></p> <p>○避難所となる市民センターや学校等における備蓄物資・資機材の充実を図るとともに、学校のトイレ洋式化を進めるほか、蓄電池装置付きの太陽光発電施設や電気自動車の充電設備等の適切な維持管理を行いながら、市民センターの機能強化に努めます。</p> <p>○市民センターや学校施設において、長寿命化型改修の実施等により、機能の維持・活用・保全を図ります。</p> <p>○避難所に配備しているMCA無線機や防災ラジオをはじめ、市民センターに整備している公衆Wi-Fiなどの適切な運用を図りながら、地域の防災活動拠点等における通信環境の整備を進めます。</p>
<p>P. 20</p>	
<p>(5) 危機管理・防災体制の強化 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1</u></p>	<p>(5) 危機管理・防災体制の強化 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、7-1</u></p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>○地域防災計画の見直しなどを行いながら、マニュアル整備や訓練実施等による庁内体制の強化及び市職員の災害対応力の向上に努めるとともに、国、県はもとより、関係機関、関係団体等との連携体制の強化を図ります。</p>	<p>○地域防災計画の見直しなどを行いながら、庁内体制の強化や市職員の災害対応力の向上に努めるとともに、国、県はもとより、関係機関、関係団体等との連携体制の強化を図ります。</p>
<p>(6) 消防・救急体制の充実 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、4-2</u></p> <p>○地震や大規模火災等の災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の堅牢化をはじめ、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・機材の維持管理及び更新、消防水利の計画的な整備、広域消防連携体制の強化等を図ります。</p> <p>○医療機関との連携、救急車の適正利用の啓発、救急車両の整備等により、救急体制の充実を図ります。</p> <p>○NBC災害等に対応する資機材の充実、人材の育成等を推進し、不測の事態への対応力を強化します。</p> <p>○（略）</p>	<p>(6) 消防・救急体制の充実 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、7-1、7-4</u></p> <p>○地震や大規模火災などの災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の堅牢化をはじめ、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・機材の維持管理及び更新、消防水利の計画的な整備、広域消防連携体制の強化などを図ります。</p> <p>○医療機関との連携、救急隊員の増加、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備などにより、救急体制の充実を図ります。</p> <p>○NBC災害等に対応する資機材の充実、人材の育成などを推進し、不測の事態への対応力を強化します。</p> <p>○（略）</p>
<p>(7) 応急給水体制の強化 <u>リスクシナリオ：2-3、2-4、5-4</u></p> <p>○防災拠点施設や避難所において、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めます。</p>	<p>(7) 応急給水拠点施設の充実 <u>リスクシナリオ：2-1、2-7、6-2</u></p> <p>○防災拠点施設や避難所において、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めます。</p> <p>○災害発生初期において、生命維持に最低限度必要な飲料水を確保するため、災害時における応急給水拠点の拡充を推進します。</p>
<p>(8) 緊急車両等の燃料確保対策の推進 <u>リスクシナリオ：2-2、2-4、5-2、5-3</u></p> <p>○発災時に、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要拠点施設に優先的に燃料供給が行われるよう、燃料事業者との協力体制の充実や施設の事前指定を</p>	<p>(8) 緊急車両等の燃料確保対策の推進 <u>リスクシナリオ：2-1、2-4、6-1</u></p> <p>○発災時に、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要拠点施設に優先的に燃料供給が行われるよう、燃料事業者との協力体制の充実を図るとともに、市</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>図るとともに、市民への災害発生時に備えた燃料管理等の普及・啓発を推進します。</p>	<p>民への災害発生時に備えた燃料管理などの普及・啓発を推進します。</p>
<p>(9) 公共施設での創エネ、省エネの推進 <u>リスクシナリオ：2-4、5-2、5-3</u></p>	<p>(9) 公共施設での創エネ、省エネの推進 <u>リスクシナリオ：2-1、4-2、6-1</u></p>
P. 21	
<p>(10) 相互協力・応援体制の強化 <u>リスクシナリオ：2-2、2-3、5-2、5-3</u> ○災害時における消防署や病院等の重要拠点施設の早期停電復旧に向け、電力事業者と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、電力事業者が実施する道路啓開等の復旧作業を支援するほか、拠点機能を確保するための非常用電源設備の設置を促進します。 ○民間事業所、学校、公共交通機関等と連携し、避難場所や帰宅困難者の一時避難場所等の確保に努めます。 ○ (略)</p>	<p>(10) 相互協力・応援体制の強化 <u>リスクシナリオ：2-4、2-7、2-8、4-2、6-1</u> ○災害時における消防署や病院等の重要拠点施設の早期停電復旧に向け、電力事業者と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、電力事業者が実施する道路啓開などの復旧作業を支援するほか、拠点機能を確保するための非常用電源設備の設置を促進します。 ○民間事業所、学校、公共交通機関等と連携し、避難場所や帰宅困難者の一時避難場所などの確保に努めます。 ○ (略)</p>
<p>(11) 業務継続計画（BCP）の実行 <u>リスクシナリオ：3-2</u> ○業務継続計画を職員へ周知するとともに、日頃から必要な備えを充実させるほか、適宜、優先業務等の見直しを行います。</p>	<p>(11) 業務継続計画（BCP）の実行 <u>リスクシナリオ：3-2</u> ○業務継続計画の職員への周知及び日頃の備えを実施するとともに、適宜、優先業務等の見直しを行います。</p>
<p>(12) 庁内ネットワーク環境の強化 <u>リスクシナリオ：3-2、5-1</u></p>	<p>(12) 庁内ネットワーク環境の強化 <u>リスクシナリオ：3-2、4-3</u></p>
<p>(13) 迅速かつ的確な情報発信 <u>リスクシナリオ：6-6</u> ○災害等の正確な被害情報の収集と迅速かつ的確な情報を発信するほか、必要に応じて風評被害等への対応を行います。</p>	<p>(13) 戦略的なPR活動の推進 <u>リスクシナリオ：7-6、8-5</u> ○想定される災害時の風評被害を防ぐため、正確な被害情報の収集と迅速かつ的確な情報発信を図ります。 ○関係機関と連携し、市内産業を復興するための市内農産物の販売促進や観光客の誘客等の対策を積極的に推進します。</p>
P. 22	
<p>2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化 (1) 道路交通ネットワークの整備、道路網の整備・充実、都市計画道路の整備、</p>	<p>2 都市基盤・インフラの整備・強化 (1) 道路交通ネットワークの整備、道路網の整備・充実、都市計画道路（街</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>道路新設改良、道路の予防保全型修繕の推進、橋りょうの長寿命化型修繕の推進、公園施設の予防保全型修繕による長寿命化の推進</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-5、2-2、2-4、4-1、5-2、5-3、5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における迅速な救援活動や避難の実現に向け、既存道路の拡幅・改良、電線地中化の整備拡充を行うことにより、安全性の向上、消防・救援活動の円滑化を図ります。 ○災害発生時における道路交通ネットワークの分断を避けるため、道路網の整備・強化や橋りょうの補強・耐震化等を推進します。 	<p>路)の整備、道路新設改良、道路の予防保全型修繕の推進、橋りょうの長寿命化型修繕の推進</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-5、2-1、2-4、2-5、5-1、6-1、6-4、7-1、7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○害発生時における迅速な救援活動や避難の実現に向け、既存道路の拡幅・改良、電線地中化を行うことにより、安全性の向上、消防・救援活動の円滑化を図ります。 ○災害発生時における道路交通ネットワークの分断を避けるとともに、避難路や代替輸送道路を確保するため、道路網の整備・強化や橋りょうの補強等を推進します。
<p>(2) 良好な市街地環境の形成</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い安全な市街地の整備に向け、土地区画整理事業や市街地再開発事業、優良建築物等整備事業を進めます。また、都市計画道路の整備や狭あい道路の解消等を推進します。 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、重点整備地区を中心に、道路や建築物等のバリアフリー化を推進します。 	<p>(2) 良好な市街地の形成、都市公園の整備、狭あい道路及び後退敷地の整備</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、6-4、7-1、7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い安全な市街地の整備に向け、土地区画整理事業や市街地再開発事業を進めます。また、都市計画道路（街路）や都市公園の整備、狭あい道路の解消等を推進します。
<p>(3) 民間住宅・建築物の耐震化の促進</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、5-5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の際の被害を軽減し、市民の生命・財産を保護するため、住宅及び特定建築物の所有者等に対する周知・啓発、情報提供及び耐震化の支援・補助の拡充等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。 	<p>(3) 民間住宅・建築物の耐震化の促進</p> <p>リスクシナリオ：1-1、1-2、7-1、7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の際の被害を軽減し、市民の生命・財産を保護するため、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(4) 災害時における自転車の有効活用 <u>リスクシナリオ：1-3、5-5</u> ○水戸市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワークに位置付けた路線に自転車通行空間の整備を推進します。 ○迅速な被災状況の把握など、危機管理体制の強化につなげるため、災害時の自転車の活用や利活用の研究等を推進します。 ○災害時に活用する自転車を確保するため、平常時からレンタサイクル事業者をはじめとする関係機関との連携や活用等の体制の構築を図ります。</p>	<p>(4) 災害時における自転車の有効活用 <u>リスクシナリオ：1-3、6-4</u> ○市自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワークに位置付けた路線に自転車通行空間の整備を推進します。 ○迅速な被災状況の把握など、危機管理体制の強化につなげるため、災害時の自転車の活用を推進します。 ○災害時に活用する自転車を確保するため、平常時からレンタサイクル事業者をはじめとする関係機関との連携体制の構築を図ります。 ○公共交通機関が利用できない場合など、災害時を想定した自転車通勤を定期的呼びかけ、防災意識の高揚とともに、災害対応力の向上を図ります。</p>
P. 23	
【現計画第5章2(2)の施策から分割し、新規施策として追加】	
<p>(5) 都市公園の整備・保全 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2</u> ○水戸市緑の基本計画に基づき、緑による防災・減災対策の推進を図るため、公共空地となる広域避難場所や一時的な避難場所となる公園・緑地等の整備・保全を進めます。</p>	—
<p>(6) 国・県管理河川の整備促進</p>	<p>(5) 国・県管理河川の整備促進</p>
<p>(7) 市管理河川の維持管理・整備 ○（略） ○水害を防止するため、河川を整備します。</p>	<p>(6) 市管理河川の維持管理・整備 ○（略） ○水害を防止するとともに、自然形態の保全に努め、親水性のある河川を整備します。</p>
<p>(8) 浸水対策の推進 <u>リスクシナリオ：1-4、5-5</u> ○市内の道路冠水等を防止するため、都市下水路、排水路、公共下水道（雨水管きよ）、調整池等の整備を進めます。</p>	<p>(7) 浸水対策の推進 <u>リスクシナリオ：1-4、6-4</u> ○市内の道路冠水等を防止するため、都市下水路、排水路、公共下水道（雨水管きよ）等の整備を進めます。</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
○（略）	○（略）
<p>(9) 雨水貯留施設の整備 <u>リスクシナリオ：1-4、5-5</u></p> <p>○一般家庭や事業所等への雨水貯留施設の設置を促進するなど、雨水流出の抑制を図ります。</p>	<p>(8) 雨水貯留施設の整備 <u>リスクシナリオ：1-4、6-4</u></p> <p>○浸水被害の軽減に向け、雨水貯留施設の整備を推進します。 ○一般家庭や事業所等への設置を促進するなど、雨水流出の抑制を図ります。</p>
P. 24	
<p>(10) ライフラインの機能強化 <u>リスクシナリオ：2-2、2-4、4-1、4-4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5</u></p> <p>○災害発生時における円滑な物資運搬や緊急車両の応急活動のため、道路網の整備・充実、橋梁の落橋防止や耐震化をはじめ、電気、ガス、通信施設等の耐震化、地中化の整備拡充等を促進するとともに、上・下水道施設の総合地震対策を推進します。</p> <p>○災害時における早期の復旧に向け、電力事業者や通信事業者等と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、障害物の除去を行うなど、道路啓開等の復旧作業の迅速な実施や建設業者との連携による体制の強化を図ります。</p>	<p>(9) ライフラインの機能強化 <u>リスクシナリオ：2-1、2-4、2-5、4-2、4-3、5-1、5-2、6-1、6-2、6-3、6-4、7-2</u></p> <p>○災害発生時における円滑な物資運搬や緊急車両の応急活動のため、道路網の整備・充実をはじめ、電気、ガス、通信施設等の耐震化、地中化等を促進するとともに、上・下水道施設の総合地震対策を推進します。</p> <p>○災害時における早期の復旧に向け、電力事業者や通信事業者等と連携し、円滑な情報共有や市民への情報発信を図るとともに、障害物の除去を行うなど、道路啓開等の復旧作業を迅速に実施します。</p>
<p>(11) 水道施設の整備・更新による機能の充実 <u>リスクシナリオ：2-4、5-4、5-5</u></p>	<p>(10) 水道施設の整備・更新による機能の充実 <u>リスクシナリオ：2-1、6-2、7-2</u></p>
<p>(12) 下水道施設の耐震化・耐震対策、下水道施設の改築 <u>リスクシナリオ：5-4、5-5</u></p>	<p>(11) 下水道施設の耐震化・耐震対策、下水道施設の改築 <u>リスクシナリオ：6-3、7-2</u></p>
<p>(13) 下水道施設の耐水化 <u>リスクシナリオ：5-4</u></p>	<p>(12) 下水道施設の耐水化 <u>リスクシナリオ：6-3</u></p>
<p>(14) 農業集落排水処理施設等の長寿命化（機能強化対策）</p>	<p>(13) 農業集落排水処理施設等の長寿命化（機能強化対策）</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
リスクシナリオ： <u>5-4</u>	リスクシナリオ： <u>6-3</u>
(15) 合併処理浄化槽の普及促進 リスクシナリオ： <u>5-4</u>	(14) 合併処理浄化槽の普及促進 リスクシナリオ： <u>6-3</u>
P. 25	
<p>【新規施策として追加】</p> <p>(16) 災害低リスク地域への居住誘導 <u>リスクシナリオ：1-1、1-4、5-5</u> ○浸水や土砂災害の被害を軽減するため、水戸市立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い地域（居住誘導区域など）への緩やかな居住の誘導を図ります。</p>	-
P. 26	
<p>3 市民生活の安全・安心の確保</p> <p>(1) 市民との協働による地域防災の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-3、2-7、3-2、5-1、6-5</u></p>	<p>3 市民生活の安全・安心の確保</p> <p>(1) 市民との協働による地域防災の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、2-6、2-7、3-2、4-1、4-3、8-6</u></p>
<p>(2) あらゆる手段を活用した防災情報の伝達 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-4、5-1、5-2、5-5、6-5</u></p>	<p>(2) あらゆる手段を活用した防災情報の伝達 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1、4-1、4-2、4-3、6-4、7-1、7-2、7-3、8-6</u></p>
<p>(3) 防災教育及び啓発活動の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、5-1</u></p> <p>○ハザードマップの周知・啓発を図るとともに、マイ・タイムラインの作成を促進するなど、災害リスクや事前の防災行動の啓発に努めるほか、地域や学校等において、実践的な防災</p>	<p>(3) 防災教育及び啓発活動の推進 <u>リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、4-3、7-3</u></p> <p>○ハザードマップの作成・周知を図るとともに、マイ・タイムラインの作成を促進するなど、災害リスクや事前の防災行動の啓発に努めるほか、地域や学校等において、実践的な防災</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>訓練等を実施し、市民への防災知識の普及や意識の啓発に努めます。</p>	<p>訓練等を実施し、市民への防災知識の普及や意識の啓発に努めます。</p>
<p>(4) 次世代防災リーダーの育成 リスクシナリオ：<u>5-1</u></p>	<p>(4) 次世代防災リーダーの育成 リスクシナリオ：<u>1-6、4-3</u></p>
P. 27	
<p>(5) 相互協力・応援体制の強化 リスクシナリオ：<u>1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、2-5、3-1、4-4、5-1、5-4、5-5、6-2、6-3、6-4、6-5</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ～避難場所や帰宅困難者の一時避難場所等の確保～ ○ (略) ○ (略) ○ 高齢者や障害者をはじめ、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を作成し、関係機関等との連携強化・情報共有を図るとともに、災害時の安否確認や避難所への移動支援等に係る体制の充実に努めます。あわせて、円滑な避難誘導ができるよう、地域団体等と連携した訓練を実施するなど、災害時要配慮者に対する支援の充実に図ります。 ○ (略) ○ (略) 	<p>(5) 相互協力・応援体制の強化 リスクシナリオ：<u>1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-3、2-8、3-1、4-3、5-2、6-2、6-3、7-1、7-2、8-1、8-2、8-4、8-6</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ～避難場所や帰宅困難者の一時避難場所などの確保～ ○ (略) ○ (略) ○ 高齢者や障害者をはじめ、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を更新し、関係機関等との連携強化・情報共有を図りながら、災害時の安否確認や避難所への移動支援に係る体制の充実に努めます。あわせて、円滑な避難誘導ができるよう、地域団体等と連携した訓練を実施するなど、災害時要配慮者に対する支援の充実に図ります。 ○ (略) ○ (略)

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(6) 救急・救助の充実 リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、<u>2-1</u>、<u>2-2</u>、<u>5-5</u></p> <p>○大規模災害時の救急医療関係者の不足を補い、災害対応力の向上を図るため、高度な救急救命処置が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施するとともに、<u>ワークステーション</u>等での救急業務の高度化に努めます。また、<u>応急手当活動</u>のできるバイスタンダーの養成にあわせてAEDの普及・啓発を図ることにより、<u>市民生活の安全・安心の確保</u>に努めます。</p>	<p>(6) 救急・救助の充実 リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、2-5、7-1、7-2</p> <p>○大規模災害時の救急医療関係者の不足を補い、災害対応力の向上を図るため、高度な救急救命処置が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施します。</p>
<p>(7) 消防団の活動環境の充実、人材の確保 リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5</p>	<p>(7) 消防団の活動環境の充実、人材の確保 リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、<u>2-2</u>、<u>7-1</u></p>
P. 28	
<p>(8) 火災に強い市街地の形成、火災予防対策の推進 リスクシナリオ：1-2、<u>5-5</u></p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○消防法令違反対象物に対する違反是正をはじめ、防火管理体制や消防用設備等の適切な維持管理の指導等に取り組みます。</p> <p>○（略）</p>	<p>(8) 火災に強い市街地の形成、火災予防対策の推進 リスクシナリオ：1-2、7-1、7-2</p> <p>○（略）</p> <p>○火災予防・被害軽減のため、避難地等の整備、建物の不燃化・難燃化を進めるとともに、消防活動の困難な区域解消等の取組を民間事業者等と連携して推進します。</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○消防法令違反対象物に対する違反是正をはじめ、防火管理体制や消防用設備等の適切な維持管理の指導などに取り組みます。</p> <p>○（略）</p>
<p>(9) 避難所及び避難経路のバリアフリー化 リスクシナリオ：1-2、<u>5-5</u></p>	<p>(9) 避難所及び避難経路のバリアフリー化 リスクシナリオ：1-2、7-1、7-2</p>
<p>(10) 防災重点ため池における防災機能の確保</p>	<p>(10) 防災重点ため池における防災機能の確保</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
リスクシナリオ：1-4	リスクシナリオ：1-4，7-3
<p>(11) 地盤災害防止対策の推進</p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所等については、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性など、現況を常時把握します。</p>	<p>(11) 地盤災害防止対策の推進</p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所等については、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性等、現況を常時把握します。</p> <p>○液状化現象による地盤被災又は構造物への影響を防止するため、効果的な施策を検討し推進します。</p>
P. 29	
<p>(12) 備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新</p> <p>リスクシナリオ：2-3、2-4、2-5、4-4、5-4</p> <p>○災害時要配慮者や食物アレルギーのある方に配慮しながら、備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新を進めるとともに、帰宅できずに駅等に滞留する通勤者や観光客等のための食料、飲料水等の備蓄に努めます。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>	<p>(12) 備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新</p> <p>リスクシナリオ：2-1、2-3、2-7、5-2、6-2、6-3</p> <p>○災害時要配慮者や食物アレルギーのある方を考慮しながら、備蓄物資・資機材の拡充及び計画的な更新を進めるとともに、帰宅できずに駅等に滞留する通勤者や観光客等のための食料、飲料水等の備蓄に努めます。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>
<p>(13) 市民との協働による応急給水体制の充実</p> <p>リスクシナリオ：2-3、2-4、5-4</p>	<p>(13) 市民との協働による応急給水体制の充実</p> <p>リスクシナリオ：2-1、2-7、6-2</p>
<p>(14) 創エネルギーの推進</p> <p>リスクシナリオ：2-4、5-2、5-3</p>	<p>(14) 創エネルギーの推進</p> <p>リスクシナリオ：2-1、4-2、6-1</p>
<p>(15) 事業者等と連携した帰宅困難者対策の充実</p> <p>リスクシナリオ：2-5</p> <p>○事業者への防災研修等により、安否確認方法の周知や備蓄の促進等を図りながら、一斉帰宅抑制等に係る普及・啓発を図ります。</p>	<p>(15) 事業者等と連携した帰宅困難者対策の充実</p> <p>リスクシナリオ：2-3</p> <p>○事業者への防災研修等により、安否確認方法の周知や備蓄の促進などを図りながら、一斉帰宅抑制等に係る普及啓発を図ります。</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
(16) 災害時の医療体制支援 リスクシナリオ： <u>2-2</u>	(16) 災害時の医療体制支援 リスクシナリオ： <u>2-5</u>
P. 30	
(17) 緊急診療体制の充実 リスクシナリオ： <u>2-2</u>	(17) 緊急診療体制の充実 リスクシナリオ： <u>2-5</u>
(18) 感染症予防対策の推進 リスクシナリオ： <u>2-7</u> ○（略） ○（略） ○災害時の感染症の発生やまん延を防止するため、避難所の衛生環境の整備を推進するとともに、学校や事業者等と連携して避難場所の選択肢を増やすなど分散避難を推進します。	(18) 感染症予防対策の推進 リスクシナリオ： <u>2-6</u> ○（略） ○（略） ○新型コロナウイルスの感染の恐れのある状況下において、市民が安心して避難できる環境を整えるため、避難所での感染リスクの低減を図るとともに、事業者や学校等と連携し多くの避難場所を確保するなど、コロナ禍における地域防災を推進します。
(19) 健康管理体制の構築 リスクシナリオ： <u>2-3</u>	(19) 健康管理体制の構築 リスクシナリオ： <u>2-7, 2-8</u>
(20) 愛玩動物の適正飼養の推進 リスクシナリオ： <u>2-3, 2-7</u> ○避難所等において、同行避難した愛玩動物を適正に飼養管理するため、資機材の充実や災害時の備えに対する意識の高揚に努めるとともに、動物由来の感染症を防止するため、狂犬病等の予防接種の接種率の向上に努めます。	(20) 愛玩動物の適正飼養の推進 リスクシナリオ： <u>2-6, 2-7</u> ○避難所等において、同行避難した愛玩動物を適正に飼養管理するため、災害時の備えに対する意識の高揚に努めるとともに、動物由来の感染症を防止するため、狂犬病等の予防接種の接種率の向上に努めます。
(21) 災害廃棄物処理の推進 リスクシナリオ： <u>2-7, 6-3</u>	(21) 災害廃棄物処理の推進 リスクシナリオ： <u>2-6, 8-1</u>
P. 31	
(22) 有害化学物質等の排出抑制 リスクシナリオ： <u>4-2</u>	(22) 有害化学物質等の排出抑制 リスクシナリオ： <u>7-4</u>
(23) 林道の避難路等としての活用 リスクシナリオ： <u>4-6, 5-5</u>	(23) 林道の避難路等としての活用 リスクシナリオ： <u>6-4, 7-5</u>
(24) 森林の保全と整備 リスクシナリオ： <u>4-6</u>	(24) 森林の保全と整備 リスクシナリオ： <u>7-5</u>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(25) ボランティア活動体制の整備 <u>リスクシナリオ：6-2、6-3</u> ○災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関や関係団体等との連携を強化しながら、受入体制や活動拠点、資機材等の充実を図るとともに、ボランティア活動の普及・啓発に努めます。</p>	<p>(25) ボランティア活動体制の整備 <u>リスクシナリオ：8-1、8-2</u> ○災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関や関係団体等との連携を強化しながら、受入体制や活動拠点、資機材等の充実を図るとともに、ボランティア活動の普及・啓発に努めます。</p>
<p>(26) ボランティア団体・NPO等の情報の共有・人材育成 <u>リスクシナリオ：6-2</u> ○（略） ○市民の積極的なボランティア活動を促進するため、NPO等の人材育成や認知度向上につながる情報発信等の支援に取り組みます。 ○（略）</p>	<p>(26) ボランティア団体・NPO等の情報の共有・人材育成 <u>リスクシナリオ：8-2</u> ○（略） ○市民の積極的なボランティア活動を促進するため、NPO等の人材育成や認知度向上に向けた情報発信などの支援に取り組みます。 ○（略）</p>
P. 32	
<p>(27) 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化 <u>リスクシナリオ：6-2、6-5</u> ○地域防災の一層の進展に向け、地域コミュニティプランに基づく各地区の取組を支援するなど、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を促進します。 ○（略）</p>	<p>(27) 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化 <u>リスクシナリオ：8-2、8-3、8-6</u> ○域防災の一層の進展に向け、地域コミュニティプランに基づく各地区の取組を支援するなど、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進します。 ○（略）</p>
<p>(28) 自主防犯活動の促進 <u>リスクシナリオ：3-1、6-5</u> ○被災地での空き巣等の未然防止に向け、防犯に関する情報提供の充実を図るなど、意識の啓発や防犯対策の促進に取り組みます。あわせて、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携し、町内会への加入に向けた取組を強化しながら、地域におけるパトロール等を行う自主防犯活動を促進します。</p>	<p>(28) 自主防犯活動の推進 <u>リスクシナリオ：3-1、8-6</u> ○被災地での空き巣等の未然防止に向け、防犯に関する情報提供の充実を図るなど、意識の啓発や防犯対策の促進に取り組みます。あわせて、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携し、町内会への加入に向けた取組を強化しながら、地域におけるパトロール等を行う自主防犯活動を推進します。</p>
<p>(29) 防犯設備の充実 <u>リスクシナリオ：3-1、6-5</u></p>	<p>(29) 防犯設備の充実 <u>リスクシナリオ：3-1、8-6</u></p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(30)産・学・官連携事業の推進 <u>リスクシナリオ：6-2</u> ○復旧・復興を支える人材の育成に向け、まちづくりをはじめ、産業、教育等のあらゆる分野において、産・学・官の連携を強化し、各種事業を推進しながら、地域の発展と人材育成に努めます。また、市が示した地域課題の解決提案を募集する仕組みを導入するなど、課題解決型の民官共創を推進します。</p>	<p>(30)産・学・官連携事業の推進 <u>リスクシナリオ：8-2</u> ○復旧・復興を支える人材の育成に向け、まちづくりをはじめ、産業、教育等のあらゆる分野において、産・学・官の連携を強化し、各種事業を推進しながら、地域の発展と人材育成に努めます。</p>
<p>(31)多様な視点に配慮した防災対策の推進 <u>リスクシナリオ：6-2</u> ○避難所運営など、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの方等の多様な視点に配慮した防災対策を進めます。 ○女性や高齢者、障害者等が活躍できる環境づくりを進め、意思決定の場への女性の参画等、復旧・復興を支える多様な人材の確保に努めます。</p>	<p>(31)多様な視点に配慮した防災対策の推進 <u>リスクシナリオ：8-2</u> ○避難所運営など、男性、女性、性的マイノリティの方の視点に配慮した防災対策を進めます。 ○復旧・復興を支える人材の確保に向け、子育て支援等の充実を図るなど、女性が活躍できる環境づくりを進めます。</p>
P. 33	
<p>(32)市民の信頼と期待に応えることのできる人材の育成と確保 <u>リスクシナリオ：6-2</u></p>	<p>(32)市民の信頼と期待に応えることのできる人材の育成と確保 <u>リスクシナリオ：8-2</u></p>
<p>(33)自然系拠点の魅力の向上、歴史・文化系拠点の魅力の向上 <u>リスクシナリオ：6-5</u></p>	<p>(33)自然系拠点の魅力の向上、歴史・文化系拠点の魅力の向上 <u>リスクシナリオ：8-3</u></p>
<p>(34)博物館資料の収集・保全、文化財の保護・保存 <u>リスクシナリオ：6-5</u></p>	<p>(34)博物館資料の収集・保全、文化財の保護・保存 <u>リスクシナリオ：8-3</u></p>
<p>(35)地籍調査事業の推進 <u>リスクシナリオ：6-4</u></p>	<p>(35)地籍調査事業の推進 <u>リスクシナリオ：8-4</u></p>
<p>(36)早期の生活再建に向けた被災者支援 <u>リスクシナリオ：6-4</u></p>	<p>(36)早期の生活再建に向けた被災者支援 <u>リスクシナリオ：8-4</u></p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
○被災者生活再建支援システムの効果的な運用を図るとともに、仮設住宅の建設、見舞金・支援金の支給等のマニュアル化を図り、被災者の支援に努めます。	○被災者生活再建支援システムの効果的な運用を図るとともに、仮設住宅の建設、見舞金・支援金の支給などのマニュアル化を図り、被災者の支援に努めます。
P. 34	
<p>4 産業・経済活動の維持及び充実強化</p> <p>(1) 電気・通信施設等の耐震化、地中化の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>2-2、2-4、5-1、5-2、5-3、5-5</u></p>	<p>4 産業・経済活動の維持・強化</p> <p>(1) 電気・通信施設等の耐震化、地中化の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>2-1、2-4、2-5、4-2、4-3、6-1、7-2</u></p>
<p>【施策削除、以降番号繰り上げ】</p>	<p>(2) 公設地方卸売市場機能の維持</p> <p>リスクシナリオ：<u>2-1、5-2</u></p> <p>○被災した場合、農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設について、老朽化対策や耐震化に向けた取組を推進します。</p>
<p>(2) 事業者の事業継続力強化の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>4-1、5-2、5-3</u></p>	<p>(3) 事業者の事業継続力強化の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>5-1、6-1</u></p>
<p>(3) 農業生産基盤等の整備</p> <p>リスクシナリオ：<u>4-4、4-6</u></p>	<p>(4) 農業生産基盤等の整備</p> <p>リスクシナリオ：<u>5-2、7-5</u></p>
<p>(4) 良質な農産物生産の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>4-4、4-6</u></p> <p>○災害時においても安定した生産性を確保するため、農業者や農産物生産団体（JA水戸等）への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。</p> <p>○安定した需要獲得に向け、関係機関と連携し、農産物の付加価値向上、販路拡大への取組の支援等を推進します。</p>	<p>(5) 良質な農産物生産の促進</p> <p>リスクシナリオ：<u>5-2、8-5</u></p> <p>○災害時においても安定した生産性を確保するため、農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。</p> <p>○安定した需要獲得に向け、関係機関と連携し、農産物の付加価値向上、販路拡大への取組の支援などを推進します。</p>
<p>(5) 農業多面的機能の維持</p> <p>リスクシナリオ：<u>1-4、4-6、6-5</u></p>	<p>(6) 農業多面的機能の維持</p> <p>リスクシナリオ：<u>7-3、7-5、8-6</u></p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
<p>(6) 森林保全の推進 <u>リスクシナリオ：1-4、1-5、4-6</u> ○災害の防止に向け、緑の保全や緑化を推進するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定など、総合的・計画的に取り組みます。</p>	<p>(7) 森林保全の推進 <u>リスクシナリオ：7-3、7-5</u> ○災害の防止に向け、緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組みます。</p>
P. 35	
<p>(7) 優良農地の確保 <u>リスクシナリオ：4-6</u> ○食料の安定供給に向け、農業振興地域整備計画に基づき、農用地の適正管理や農道整備等の必要な基盤整備を行い、優良農地の確保・保全に努めます。</p>	<p>(8) 優良農地の確保 <u>リスクシナリオ：7-5</u> ○食料の安定供給に向け、農業振興地域整備計画に基づき、農用地の適正管理や農道整備など必要な基盤整備を行い、優良農地の確保・保全に努めます。</p>
【現計画第5章4(9)及び(10)の施策を統合】	
<p>(8) 各種産業の振興、産業機能の集積・強化 <u>リスクシナリオ：6-2、6-6</u> ○災害時の産業・経済活動の迅速な復旧・復興を図るため、災害の発生時のみならず、平時より地域活性化や各種産業の振興、産業機能の集積・強化、就業機会の拡充等に努めます。</p>	<p>(9) 技術者・後継者の育成支援、各種産業の振興による就業機会の拡充、若い世代の地域雇用の促進 <u>リスクシナリオ：8-2、8-5</u> ○各種産業の振興を図ることにより、災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興、就業機会の拡充などの平時の課題解決を図ります。 ○復旧・復興を支える人材の育成や確保に向け、産・学・官の連携や異業種の交流を促し、インターンシップ等の取組を支援するなど、技術者・後継者の育成を図るとともに、若者向けセミナーを開催するなど、若い世代の地域雇用の促進を図ります。</p>

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
	<p>(10) 産業系拠点の機能強化 <u>リスクシナリオ：8-5</u> ○災害時における迅速な復旧・復興に向け、既存企業の経営体質改善や産業構造の変化に対応した複合型工業等を支援するとともに、新たな事業所立地を促進しながら、産業系拠点のさらなる集積，機能強化に努めます。</p>

新：第2次計画案（令和8年）

旧：現行計画（令和3年）

P. 36

重要業績評価指標（KPI）

数値目標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度) ※1
1 行政・消防等の防災拠点機能の充実強化		
防災上重要な市有建築物等の耐震化率	98.7%(R5年度)	100%
小中学校校舎の長寿命化改良実施済数（累計）	6校	9校(R10年度)
屋内運動場への空調設備設置	未実施 ※基本計画の策定	全校(R10年度) ※他事業実施中を除く
消防水利（消火栓、防火水槽）の充足率	充足率:87.8% 充足数 3,252 か所	充足率:88.4% 充足数 3,276 か所
救命率（CPR実施による1か月後の生存率）※2 （直近10年間の平均）	9.9%（H25～R4）	12%（R1～10） ※全国平均11.1%を上回る
2 都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化		
都市計画道路（市施行分）の整備率	61.4%	64.0%(R10年度)
橋りょうの長寿命化対策箇所数	18か所	26か所
特定建築物耐震化率	86.7%(R3年度)	96～99%
木造住宅耐震化率	90.8%(R3年度)	95%
本市における自転車通行空間の整備延長	36.6km	57.2km
浸水被害箇所の減少	171か所	140か所(R10年度)
基幹管路（水道管）の耐震適合率	57.3%	63%(R10年度)
下水道施設の耐震化	13か所 86%	14か所 100%
管渠の耐震済み延長	92.4km	95.4km
3 市民生活の安全・安心の確保		
災害に強いまちづくりに満足している市民の割合	27.3%(R4年度)	45%(R10年度)
市公式LINE登録者数	76,385人	10万人(R10年度)
防災訓練参加者数（年間）	10,856人	15,000人(R10年度)
住宅用火災警報器設置率	84.4%	100%
出火率（人口1万人当たりの出火件数）（年間）	2.6件	現況値以下(R10年度)
道路特定事業の進捗率（バリアフリー基本構想に位置付けた道路のバリアフリー化の進捗率）	85.3%	100%
狂犬病予防接種の接種率	68.1%	70%
町内会加入率	50.1%	52.6%
安心・安全見守り隊参加団体数	213団体	250団体(R10年度)
4 産業・経済活動の維持及び充実強化		
多面的機能の維持・発揮のための地域活動面積	2,294ha	2,625ha

※1 「水戸市第7次総合計画-みと魁・Nextプラン-」に位置付けのある指標は、同総合計画で設定した令和10年度の数値を記載している。

※2 CPRは、Cardiopulmonary Resuscitationの略。呼吸吹き込み人工呼吸、胸骨圧迫心臓マッサージを組み合わせて行う心肺蘇生法。

重要業績評価指標（KPI）

数値目標	現況値（R元年度）	目標値（R7年度）
1 行政・消防等の防災拠点機能の強化		
防災上重要な市有建築物等の耐震化率	92.9%	100%
小・中学校校舎の長寿命化型大規模改造	1校	9校
小中学校校舎トイレの洋式化率	47.8%	100%
消防水利（消火栓、防火水槽）の充足率	充足率：86.7% 充足数：3,210か所	充足率：88.1% 充足数：3,263か所
耐震型循環式飲料水貯水槽設置	7基	9基
2 都市基盤・インフラの整備・強化		
都市計画道路の整備率	57.6%	61.3%
橋りょうの長寿命化対策箇所数	24か所	53か所
特定建築物耐震化率	82.6%	95%
木造住宅耐震化率	85.8%	95%
本市における自転車通行空間の整備延長	9.5km	38.3km
浸水被害箇所の減少	210か所	120か所（R5年度）
口径500mm以上管路の耐震適合率	97.5%	100%
下水道施設の耐震化	11か所	14か所
管渠の耐震済み延長	82.0km	83.6km
3 市民との協働による地域防災の推進		
自主防災組織の組織率	100%	維持
防災訓練参加者数（年間）	9,300人	15,000人
住宅用火災警報器設置率	82.1%	100%
道路特定事業の進捗率（バリアフリー基本構想に位置付けた道路のバリアフリー化の進捗率）	31.1%	100%
主要な備蓄物資・資機材の充足率	100%	維持
特定健診受診率	28.7%	60%
要支援妊産婦のフォロー率	96%	100%
狂犬病予防接種の接種率	63%	70%
町内会加入率	57%	70%（R5年度）
4 産業・経済活動の維持・強化		
多面的機能の維持・発揮のための地域活動面積	2,153ha	2,380ha

新：第2次計画案（令和8年）	旧：現行計画（令和3年）
P.37	
<p>第6章 計画の推進</p> <p>1 計画の期間及び見直し 計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とし、～（略） そのため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応事業の達成状況にあわせて、～（略）</p>	<p>第6章 計画の推進</p> <p>1 計画の期間及び見直し 計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とし、～（略） そのため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応事業の達成状況にあわせて、～（略）</p>
<p>3 施策の推進</p> <p style="text-align: center;">パターン図【サイクルの位置変更】</p>	<p>3 施策の推進</p> <p style="text-align: center;">パターン図</p>

脆弱性評価について

- 国土強靱化地域計画の策定に当たっては、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえることとされています。
- 現行計画では、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進施策を策定したため、第2次計画の策定においても、同様の方法で脆弱性評価を行います。
 - ・想定するリスクの設定
 - ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
 - ・リスクを回避するために必要な施策分野の設定
 - ・リスクを回避するための現状分析・評価
- 上記に基づき、31のリスクシナリオを設定し、リスクシナリオに合わせ、次の4つの基本方針を施策分野として設定しました。
 - ・行政・消防等の防災拠点機能の充実強化
 - ・都市基盤・インフラの整備及び維持管理の充実強化
 - ・市民生活の安全・安心の確保
 - ・産業・経済活動の維持及び充実強化
- 上記4つの施策分野の実現に向けた推進施策を整理し、それぞれの施策について現状分析・評価を行うことで、脆弱性評価を実施しました。
- 脆弱性評価の結果については、第2次計画に反映させていただきました。

水戸市国土強靱化地域計画(第2次)スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備考
担当課	← 準備段階		5/26 政策会議(基本方針決定) 市長・副市長調整	リスクシナリオ 見直し	施策状況 調査	脆弱性評価の実施	計画素案作成(施策、優 先順位付の整理等)	脆弱性評価シート/ 強靱化の推進方針/ 個別事業実施計画	← 計画案作成(意見公募等を踏まえた調整)			市長・副市長調整 庁議 (計画決定)	委員会報告 公表・公開		
庁内組織		5/13 第1回課長会議			8/8 第2回課長会議				12/18 第3回課長会議						
防災会議										1/30 防災会議					
意見公募手続										広報	← 意見公募				